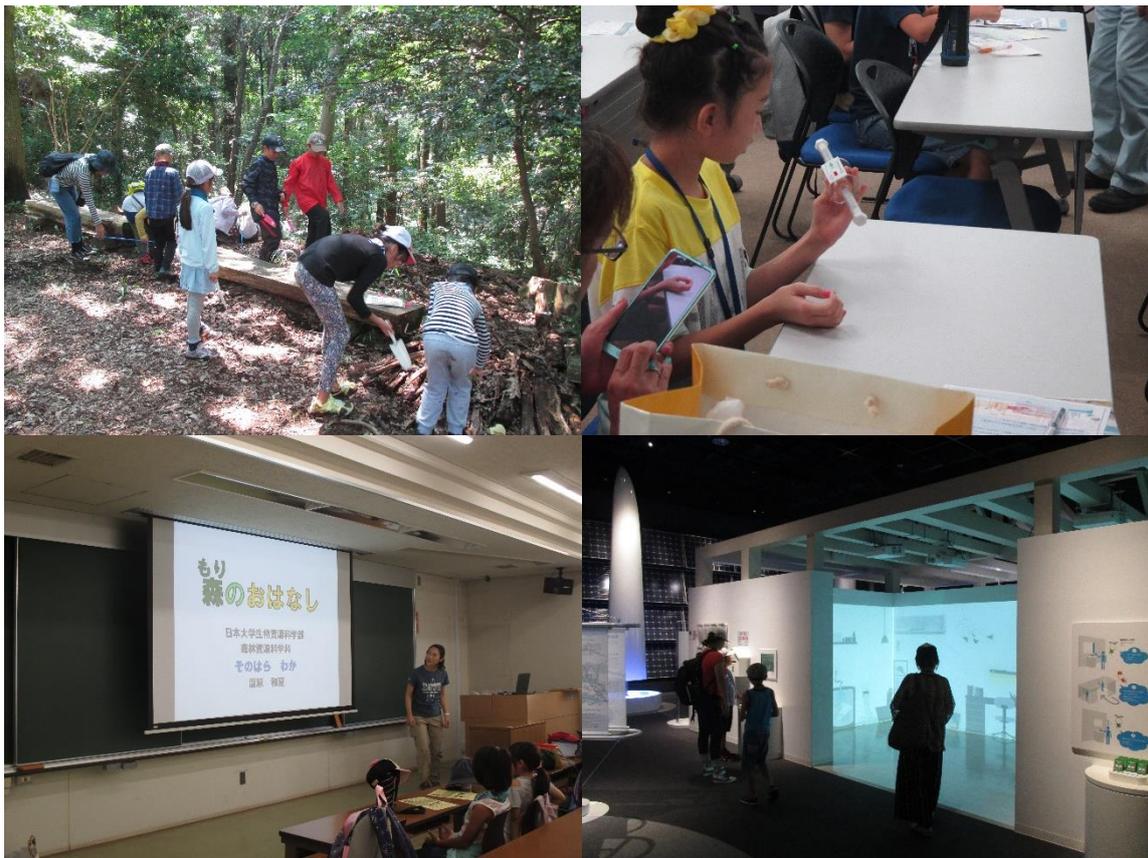


茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画 年次報告書 令和2年度版

(令和元年度に実施した取り組みの報告)



令和3年3月
茅ヶ崎市

表紙：湘南エコウェーブ みどりの保全セミナー・親子環境バスツアー

茅ヶ崎市、藤沢市及び寒川町では、連携して広域的に地球温暖化対策に取り組むプロジェクト「湘南エコウェーブ」を推進しています。

地球温暖化問題やその対策等について学ぶ機会の提供を目的として、親子や大人を対象とし、生物多様性について学ぶ「みどりの保全セミナー」、環境に配慮した取り組みを実践している企業等を見学する「親子環境バスツアー」を実施しました。

はじめに

地球温暖化に起因する気候変動による影響は世界中に広がっており、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、感染症の拡大、生物種の絶滅など、気候変動と関連すると思われる事象が発生し、地球環境は危機に直面しています。また、令和元年12月末頃に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に感染が拡大し、市民生活や企業の経済活動に大きな影響を及ぼしました。

こうした中、気候変動問題に関しては、全ての国が参加する「パリ協定」の本格的な運用が始まり、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成する、温室効果ガス排出量実質ゼロにしていくことが求められています。また、国内に目を向けますと、令和2年10月に国は2050年までに「温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指す宣言を行いました。この目標を達成するためには、現在の経済・社会システムを転換する必要があります。

この問題に対し、本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減及び市域の温室効果ガスの排出の抑制等を定めた「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を平成25年3月に策定するとともに、令和2年度の温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、その達成に向け市民・事業者の皆様とともに施策を推進しています。

本書は、計画に基づき令和元年度に実施した各施策の取り組み状況をまとめ、専門的な見地からの御意見をいただくため、茅ヶ崎市環境審議会に諮問いたしました。

本書の巻末には、茅ヶ崎市環境審議会からいただいた答申を添付しています。この答申は、茅ヶ崎市環境審議会委員の皆様にご尽力いただき、短期間に審議を重ねまとめていただいたものです。答申の内容はしっかりと受け止め、今後の施策に反映させるよう努めてまいります。

今後も、地球温暖化による気候変動を最小限に抑え、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくため、計画に基づいて地球温暖化対策の推進に努めてまいりますので、引き続き市民、事業者の皆様の一層の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この報告書の作成にあたり、茅ヶ崎市環境審議会委員の皆様をはじめ、多くの市民・事業者の方々から貴重な御意見をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

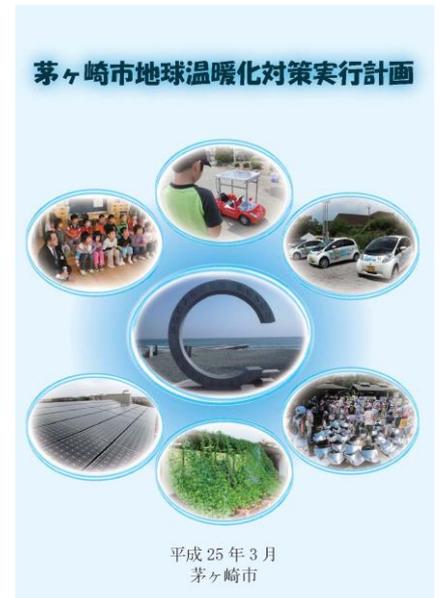
茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画について

平成 20 年 6 月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法といいます。)」により、これまで一事業者として地球温暖化防止に向けて実行してきた地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する内容に区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画の策定が義務づけられました。

これを受けて茅ヶ崎市では、それまでに実行してきた「茅ヶ崎市地球温暖化防止実行計画」、「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」、「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」それぞれの目標達成に向けた施策・対策の進捗状況を踏まえた上で、これらの計画を統合することにより、本市が取り組む地球温暖化対策を網羅的かつ体系的に整理し、市域の温室効果ガスを削減する総合的かつ計画的な施策を実行していくことを目的として、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画(以下、実行計画といいます。)」を平成 25 年 3 月に策定いたしました。

この計画は茅ヶ崎市全体としての温暖化対策をまとめた「茅ヶ崎市全体の取り組み(以下、区域施策編といいます。)」と一事業者としての取り組みをまとめた「茅ヶ崎市行政の取り組み(以下、事務事業編といいます。)」の大きく分けて 2 部構成になっています。



本書について

実行計画では、温室効果ガスの削減目標の達成状況を毎年公表するとともに、優先的に取り組む施策で示した進捗管理指標の達成状況もあわせて公表することとしており、本書はこれらの内容を評価し、とりまとめたものを公表するものです。

本書は、実行計画に合わせて区域施策編と事務事業編の 2 部構成とし、区域施策編では、茅ヶ崎市域における温室効果ガス削減目標の達成状況や、優先的に取り組む施策で示した進捗管理指標の達成状況について、事務事業編では一事業者としての茅ヶ崎市における温室効果ガス削減目標の達成状況や、各施策の取り組み状況についてまとめています。また、巻末には各施策の取り組み状況に対して茅ヶ崎市環境審議会^(※)からいただいた評価を答申としてお示ししています。

なお、本書において、温室効果ガス排出量を算定するために必要な各種統計数値の公表時期の関係から、温室効果ガス排出量について、区域施策編では平成 30 年度の暫定値を、事務事業編では令和元年度の確定値を報告しています。

(※)茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会は令和 2 年 7 月より、茅ヶ崎市環境審議会へ統合しました。

令和 2 年度から実施する評価については、茅ヶ崎市環境審議会が行います。

目次

1 茅ヶ崎市全体の取り組み(区域施策編)	
(1) 温室効果ガスの削減目標	4
(2) 温室効果ガス排出状況	4
(3) 施策体系図	8
(4) 優先的に取り組む施策の評価	10
凡例	11
【優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう!ちがさき省エネエコライフ】	
ア 令和元年度の施策の実施状況	14
イ 優先的に取り組む施策Ⅰに対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項	20
【優先的に取り組む施策Ⅱ:進めよう!事業活動における地球温暖化対策】	
ア 令和元年度の施策の実施状況	21
イ 優先的に取り組む施策Ⅱに対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項	24
【優先的に取り組む施策Ⅲ:協力しよう地域で取り組む地球温暖化対策】	
ア 令和元年度の施策の実施状況	25
イ 優先的に取り組む施策Ⅲに対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項	30
(5) その他施策の実施状況について	31
ア 令和元年度の施策の実施状況	31
イ その他施策の実施状況に対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項	36
2 茅ヶ崎市行政の取り組み(事務事業編)	
(1) 温室効果ガスの削減目標	37
(2) 温室効果ガス排出状況	37
(3) 取り組み体系図	39
(4) 各取り組みの実施状況について	40
ア 令和元年度の取り組みの実施状況	40
イ 茅ヶ崎市行政の取り組みに対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項	42
3 資料編	
(1) データ集	43
(2) 用語集	55
4 茅ヶ崎市環境審議会答申	59

1 茅ヶ崎市全体の取り組み(区域施策編)

(1) 温室効果ガスの削減目標

■計画期間及び削減目標

茅ヶ崎市全体の取り組み(区域施策編)の計画期間は、平成25年度から令和2年度までの8年間とします。

基準年度	目標年度	温室効果ガス削減目標
平成2年度 (1990年度)	令和2年度 (2020年度)	平成2年度(1990年度)比 20%削減
対象とする温室効果ガス		二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、 ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、 六フッ化硫黄(SF ₆)

(2) 温室効果ガス排出状況(排出係数固定版)

単位:千t-CO₂

部門	2年度 (基準年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (最新年度)	令和2年度 (目標値)
産業	1,349	1,072	1,021	1,056	950	933	1,188	1,299	1,166	-
民生業務	145	226	224	221	205	218	225	180	178	-
民生家庭	176	219	215	202	202	192	199	188	187	-
運輸	161	178	177	177	178	179	180	181	185	-
その他	36	54	47	55	61	61	66	74	75	-
合計	1,866	1,749	1,685	1,711	1,596	1,584	1,859	1,922	1,790	1,492

*四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合があります。

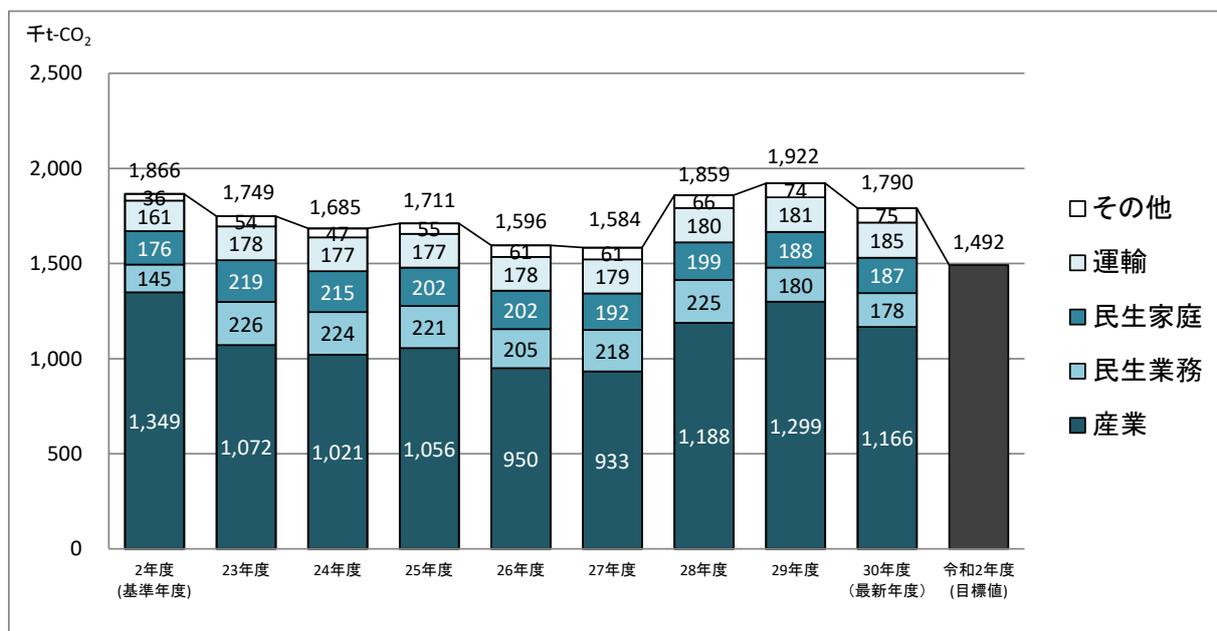
*その他には、廃棄物由来のCO₂やCH₄、N₂O及びHFCが含まれます。

*平成29年度の数値は確定値、平成30年度の数値は暫定値です。

*電気の排出係数は、平成2年度(基準年度)は0.382kg-CO₂/kWhを使用しています。

また、平成21年度以降は0.384kg-CO₂/kWhで固定した値を使用しています。

*電気以外のエネルギー使用に係る排出係数は、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画 資料2ページの表1に記載しています。



区域施策編における温室効果ガス排出状況のグラフ(排出係数固定版)

■平成30年度の排出状況

・市域の温室効果ガス総排出量は、基準年度比で約4.1%の減少となり、前年度比では約6.9%の減少となりました。各部門別の温室効果ガス排出量の増減割合は以下のとおりです。

【産業部門】

・温室効果ガス排出量は、基準年度比で約13.5%の減少、前年度比で約10.2%の減少となりました。
・前年度から排出量が減少した要因として、化学工業の製造品出荷額が前年度より約10.7%減少したことが考えられます。

【民生業務部門】

・温室効果ガス排出量は、基準年度比で約22.5%の増加、前年度比で約1.2%の減少となりました。
・前年度から排出量が減少した要因として、電力消費量が前年度より2.5%減少していることが考えられます。

【民生家庭部門】

・温室効果ガス排出量は、基準年度比で約6.0%の増加、前年度比で約0.6%の減少となりました。
・前年度から排出量が減少した要因として、石油ガス消費量が前年度より14.7%減少していることが考えられます。

【運輸部門】

・温室効果ガス排出量は、基準年度比で約14.6%の増加、前年度比で約1.9%の増加となりました。
・前年度から排出量が増加した要因として、車両登録台数が前年度より約620台増加していることが考えられます。

【参考1】温室効果ガス排出状況(排出係数変動版)

温室効果ガスの排出量集計に使用する電気の排出係数は毎年変動するため、係数をそのまま引用すると、エネルギー消費の観点(省エネ行動の効果など)から見た排出量の増減の把握が困難となるため、本計画では削減目標に対する評価については、計画策定時から継続引用した排出係数に基づいて行うこととしておりますが、参考として変動する電気の排出係数を引用した推計値を以下に記載します。

単位:千t-CO₂

部門	2年度 (基準年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (最新年度)	令和2年度 (目標値)
産業	1,349	1,101	1,071	1,101	983	967	1,219	1,328	1,200	-
民生業務	145	257	281	274	246	260	265	212	206	-
民生家庭	176	245	262	245	237	224	230	212	210	-
運輸	161	178	178	178	179	179	181	182	185	-
その他	36	54	47	54	61	61	66	74	75	-
合計	1,866	1,836	1,839	1,852	1,706	1,692	1,961	2,008	1,876	1,492

*四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合があります。

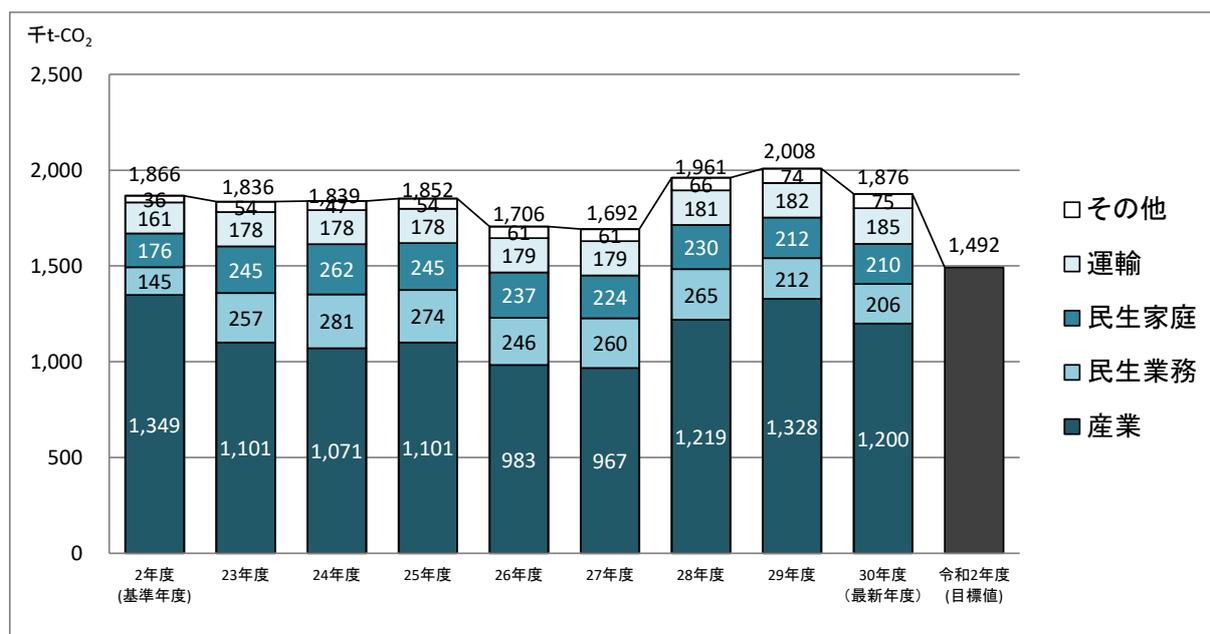
*その他には、廃棄物由来のCO₂やCH₄、N₂O及びHFCが含まれます。

*平成29年度の数値は確定値、平成30年度の数値は暫定値です。

*電気の排出係数について、平成30年度は0.468kg-CO₂/kWhを使用しています。

平成29年度以前の排出係数については、資料編42ページ表1をご参照ください。

*電気以外のエネルギー使用に係る排出係数は、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画 資料2ページの表1に記載しています。



区域施策編における温室効果ガス排出状況のグラフ(排出係数変動版)

【参考 2】市域の温室効果ガス排出量の修正について

本市では温対法に基づき、毎年の温室効果ガス排出量を算出し年次報告書において公表しています。区域施策編における市域の温室効果ガス排出量については、毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を主に用いて算出しています。しかし、平成 28 年 12 月の公表分から統計データの精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成 2 年度から平成 25 年度までのデータが変更されたことを受け、本市ではこれまでに年次報告書で公表してきた各年度の温室効果ガス排出量を再計算し、平成 28 年度から以下のとおり修正することとしました。

なお、この変更にあたって本計画の目標として掲げている目標年度、基準年度及び削減率(令和 2 年度において平成 2 年度比 20%削減)は変更しておらず、本計画における温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた各施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。

また、事務事業編における温室効果ガス排出量については、算出にあたり「都道府県別エネルギー消費統計」のデータを用いていないため、変更はありません。

【修正前の温室効果ガス排出量】

温室効果ガス排出の状況(排出係数固定版)

単位:千 t-CO₂

部門	2 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	基準年度比	令和 2 年度 (目標値)
産業	942	696	606	621	562	530	-43.8%	-
民生業務	149	228	241	234	264	277	85.8%	-
民生家庭	169	232	233	224	233	216	27.9%	-
運輸	161	179	177	178	177	177	9.9%	-
その他	36	46	45	54	47	54	50.1%	-
合計	1,456	1,382	1,302	1,311	1,283	1,254	-13.9%	1,165

※四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある。

※21 年度以降、実排出係数 0.384kg-CO₂/kWh を使用し算定した。

【修正後の温室効果ガス排出量】

温室効果ガス排出の状況(排出係数固定版)

単位:千 t-CO₂

部門	2 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	基準年度比	令和 2 年度 (目標値)
産業	1,349	1,226	1,054	1,072	1,021	1,056	-21.7%	-
民生業務	145	248	227	226	224	221	52.4%	-
民生家庭	176	238	231	219	215	202	14.8%	-
運輸	161	179	177	178	177	177	9.9%	-
その他	36	46	45	54	47	55	52.8%	-
合計	1,866	1,937	1,734	1,749	1,685	1,711	-8.3%	1,492

※四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある。

※21 年度以降、実排出係数 0.384kg-CO₂/kWh を使用し算定した。

【参考 3】国の温室効果ガスの削減目標に対する本市の目標の考え方について

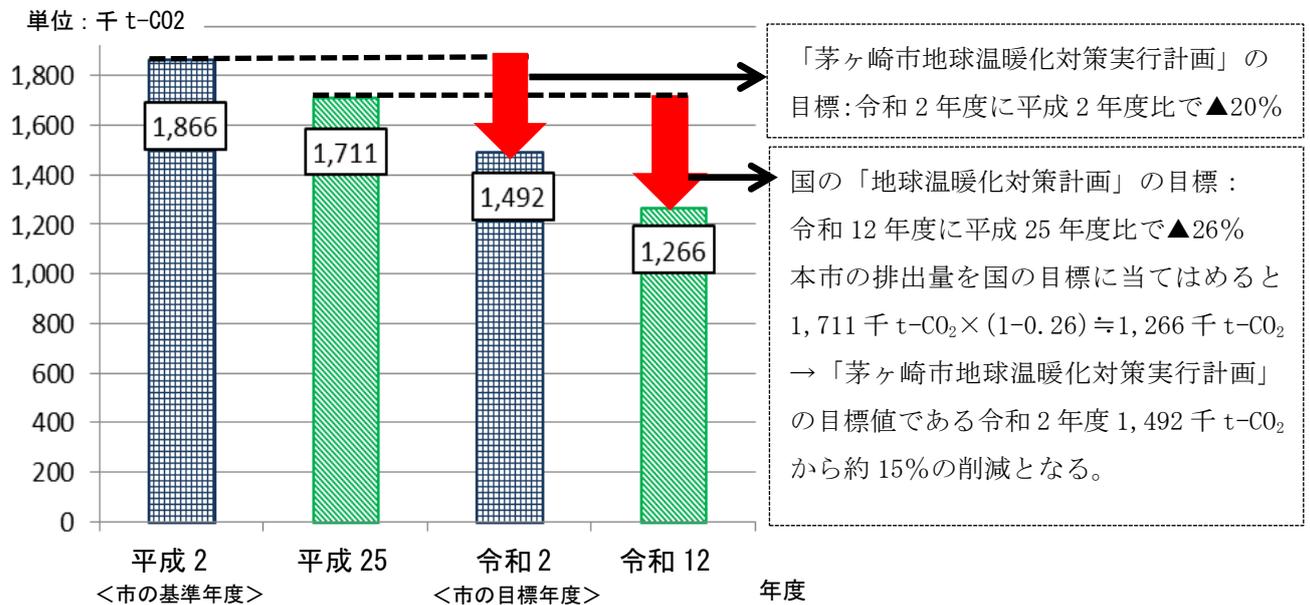
平成 27 年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、京都議定書に代わる令和 2 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では世界共通の長期目標として、平均気温の上昇を産業革命前と比較して 2°C より十分低く抑える「2°C 目標」が設定されたほか、各国に対しては温室効果ガスの削減目標の作成を求め、その達成に向けた国内措置を遂行することなどが規定されました。

環境省ではパリ協定を踏まえ、日本の温室効果ガス排出量について、「国内の排出削減・吸収量の確保により、令和 12 年度において、平成 25 年度比 26.0% 減の水準にすることとする」という中期目標を掲げた「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月に策定しました。

本市においては、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」において、市域の温室効果ガス排出量を「令和 2 年度において、平成 2 年度比 20% 削減」することを中期目標とし、その達成に向け各施策を進めているところです。

国の「地球温暖化対策計画」の目標に当てはめ、市の令和 12 年度の目標を推計すると、下のグラフのとおり結果となります。本市の平成 25 年度の実排出係数を用いた温室効果ガス排出量は、171 万 1 千 t-CO₂ であり、ここから 26% 削減した数値 126 万 6 千 t-CO₂ が、本市の令和 12 年度目標の参考値となります。この参考値は、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」における令和 2 年度の目標値である 149 万 2 千 t-CO₂ からさらに約 15% の削減が必要となります

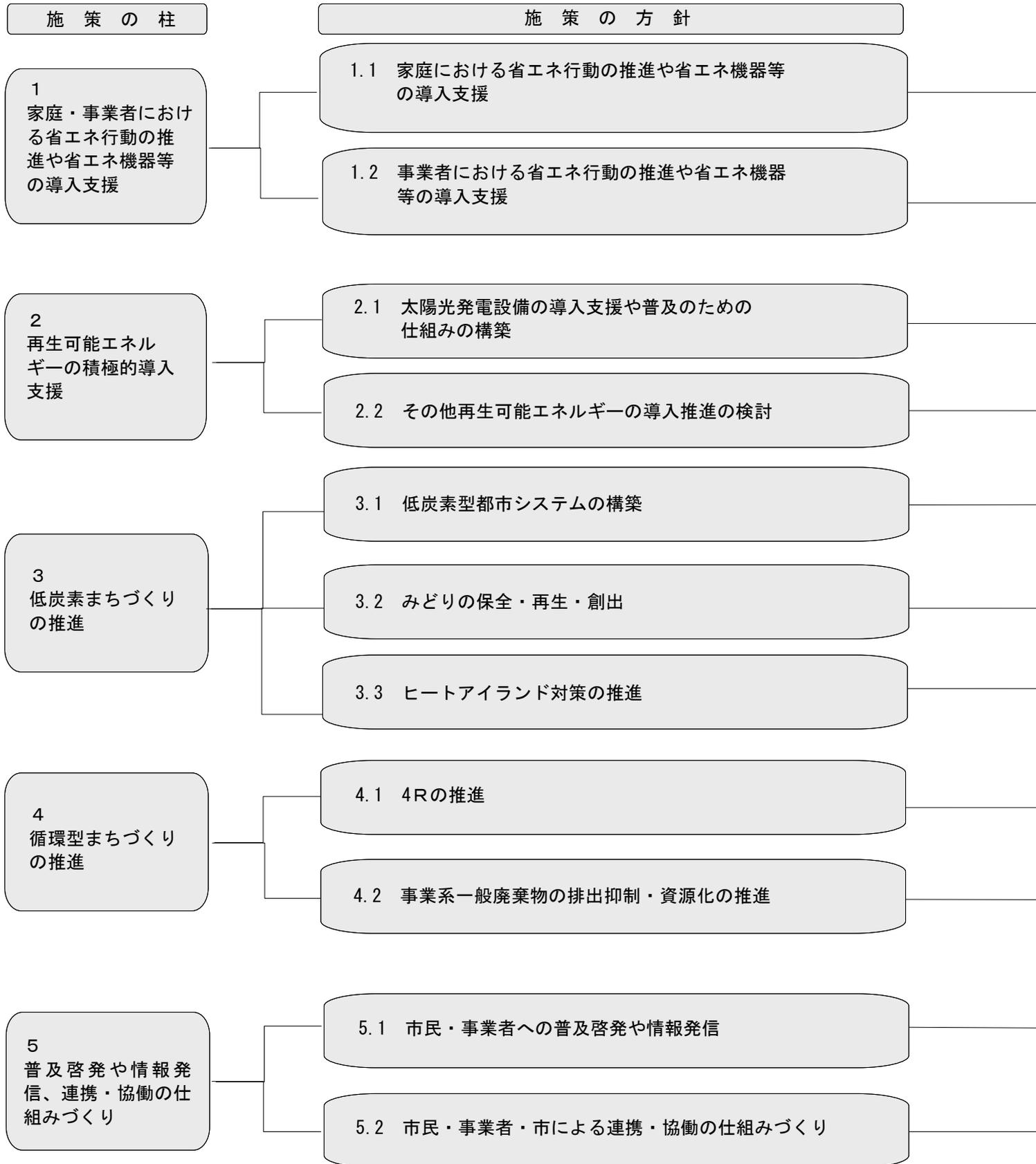


■令和 2 年度の目標達成にむけた温室効果ガス排出状況の現状

本市の平成 30 年度の実排出係数を用いた温室効果ガス排出量は、179 万 t-CO₂ (本書 4 ページ参照) であり、令和 2 年度の目標達成は厳しい状況です。しかしながら、目標に近づくよう取り組んでいく必要があることから、本市としては、引き続き温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

なお、令和 3 年度以降の目標については、次期環境基本計画の改定の際に国や県の目標を踏まえ検討しています。

(3) 施策体系図



施策の分類

- ①省エネエコライフの促進
- ②環境に配慮した商品やサービスの選択促進
- ③省エネルギー機器の利用・導入促進
- ④省エネリフォームの促進

- ①事業活動での環境配慮の促進
- ②環境に配慮した商品やサービスの提供促進
- ③省エネルギー機器の導入促進
- ④環境に配慮した農業・漁業の促進
- ⑤建築物・設備の省エネ性能の改善促進

- ①太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援
- ②太陽光発電設備普及のための仕組みの構築

- ①その他再生可能エネルギーの導入推進の検討

- ①エネルギーの面的利用の推進
- ②市民・利用者に使いやすい交通システムの推進
- ③自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の低減
- ④自転車利用促進
- ⑤エコカーの導入促進

- ①みどりの保全
- ②みどりの再生・創出

- ①ヒートアイランド対策の推進

- ①リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進
- ②リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進
- ③リユース（繰り返し使う）の推進
- ④リサイクル（資源として再生利用する）の推進
- ⑤ごみの減量や分別に関する情報提供

- ①事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

- ①省エネルギー・地球温暖化防止に関する普及啓発システムの構築・利用
- ②省エネルギー・地球温暖化防止に関する継続的な実態調査の実施
- ③環境に関するイベント・講座の実施
- ④環境教育の実施

- ①市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

※数字は施策の方針を、○数字は施策の分類を表しています。

優先的に取り組む施策Ⅰ

取り組んでみよう！
ちがさき省エネライフ

- I-1 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- I-2 日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- I-3 省エネルギー表彰制度の導入

優先的に取り組む施策Ⅱ

進めよう！
事業活動における
地球温暖化対策

- II-1 事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- II-2 事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- II-3 エコ事業者認定制度の導入検討

優先的に取り組む施策Ⅲ

協力しよう！
地域で取り組む
地球温暖化対策

- III-1 住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置
- III-2 電気自動車の導入推進
- III-3 地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

(4) 優先的に取り組む施策の評価

優先的に取り組む施策とは

地球温暖化対策に関する施策は多種多様で数も多く、分野も多岐にわたることから、全ての施策を同時に実施していくことは困難です。そこで実行計画では、着実に温室効果ガスの削減目標の達成を目指すため、施策の中から「優先的に取り組む施策」を選定し、推進することとしています。

優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ

- I-1: 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- I-2: 日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- I-3: 省エネルギー表彰制度の導入

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

- II-1: 事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- II-2: 事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- II-3: エコ事業者認定制度の導入検討

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

- III-1: 住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置
- III-2: 電気自動車の導入推進
- III-3: 地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

優先的に取り組む施策の評価方法

各施策担当課は、具体的な取り組み内容を設定し実行します。その後、前年度の取り組み状況について、優先的に取り組む施策の取り組み施策・対策ごとに評価を行い、今後の取り組みの検討を行います。

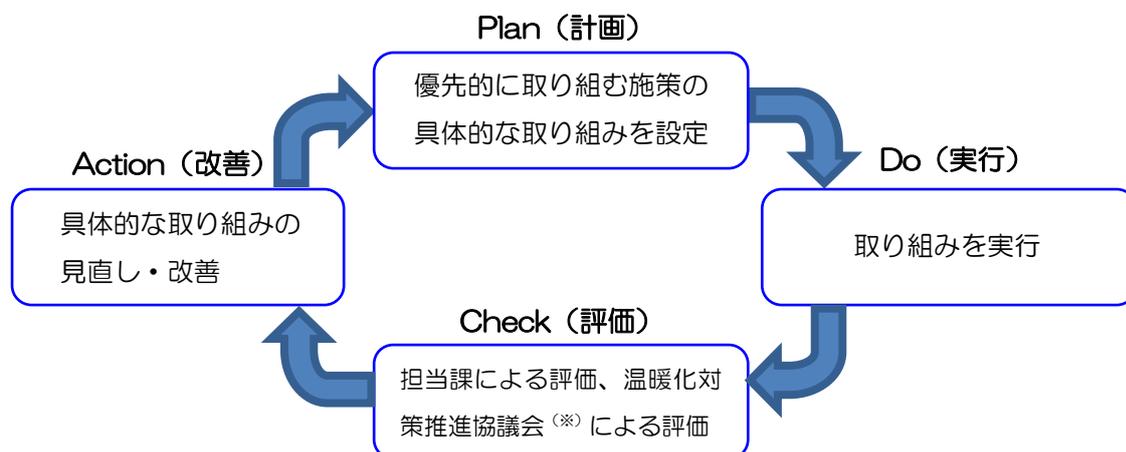
茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会^(※)では、各施策担当課の評価に対して、優先的に取り組む施策ごとに評価します。

各施策担当課では、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会^(※)による評価結果を踏まえ次年度以降の取り組み内容の見直し・改善を行います。

このような Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)のPDCAサイクルの手法を繰り返すことによって、優先的に取り組む施策を継続的に改善していきます。

(※)茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会は令和2年7月より、茅ヶ崎市環境審議会へ統合しました。

令和2年度から実施する評価については、茅ヶ崎市環境審議会が行います。



▲ 評価方法のイメージ

凡例 (令和元年度の優先的に取り組む施策の実施状況)

【優先的に取り組む施策 I : ○○○○○○】

優先的に取り組む
施策の名称

I-1: △△△△△△

取り組む施策・対策

施策の概要(どのようなことに取り組む施策か)を記載しています。

■ 施策の概要

--

施策ごとの進捗管理指標・目標・具体的取り組み内容・実施スケジュールを記載しています。

■ 目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール (年度)
				元 2

平成30年度までの主な取り組みと課題を記載しています。

■ 平成30年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	
課題	

それぞれの具体的施策について、令和元年度の目標及び取り組み内容を記載しています。

■ 令和元年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課

「A～E」および「-」(評価不能)の6段階で評価しています。

■ 成果・課題と評価

成果	評価
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能

実施した取り組みの成果や予定以上に実施できた取り組みなどを記載しています。

実施できていない取り組みや改善を要する取り組みについて理由や内容などを記載しています。

■ 今後の取り組み

成果や課題から導いた今後の取り組みを記載しています。

施策	取り組み内容	担当課

- ・文中で(※)がついている語句については、用語集(P55～P58)に説明を記載しています。
- ・区域施策編の各取り組みで記載している電気の使用に伴うCO₂排出量の算出にあたっては、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」巻末の資料3に記載の係数(0.384kg-CO₂/kWh)を用いて計算しています。

凡例(温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項)

優先的に取り組む施策の名称

【優先的に取り組む施策 I : ○○○○○○】

優先的に取り組む施策 I に対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

令和元年度に温暖化対策推進協議会からいただいた、平成30年度の取り組みに対する指摘事項を記載しています。

温暖化対策推進協議会指摘事項



令和元年度の協議会指摘事項に対する市の対応状況を記載しています。

指摘事項に対する市の対応

令和2年度中に対応・実施しているもの

令和元年度の施策の実施状況に対する環境審議会からの指摘事項を記載しています。

■ 令和2年度の環境審議会指摘事項

施策の実施状況に対する審議会指摘事項

- ・文中で(※)がついている語句については、用語集(P55～P58)に説明を記載しています。
- ・区域施策編の各取り組みで記載している電気の使用に伴うCO₂排出量の算出にあたっては、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」巻末の資料3に記載の係数(0.384kg-CO₂/kWh)を用いて計算しています。

【優先的に取り組む施策 I : 取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

ア 令和元年度の施策の実施状況

I-1: 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

■ 施策の概要

・市民が地球温暖化対策に自主的に取り組めるよう、市は家庭で取り組める省エネ対策例や実際に家庭で取り組んだ対策の効果を公表したり、講座やイベントを開催します。
 ・地球温暖化対策に関する情報をまとめたポータルサイト「ちがさきエコネット(※)」を作成し、情報発信するとともに、「ちがさきエコファミリー(※)」登録者による情報提供ページを設置します。

■ 目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)	
				元	2
ちがさきエコネットの導入	ちがさきエコネットの構築・運用開始	運用開始(27年度)	ちがさきエコネットの運用・改善	→	
ちがさきエコファミリー制度の導入	ちがさきエコファミリー制度の構築・運用開始	運用開始(27年度)	ちがさきエコファミリー制度の運用・改善	→	

■ 平成30年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・目標どおり、平成27年4月からのサイト運用を開始することができました。 ・「省エネコンテスト」、「省エネ活動展」及び環境政策課で行ったイベントや講演会において、「ちがさきエコネット」を通じた情報発信を行いました。 ・「ちがさきエコファミリー」への参加者の増加を目指し、「ちがさきエコネット」での「みどりのカーテン(※)用ゴーヤ苗配布事業」の実施や広報紙等での制度周知を図った結果、平成30年度末の参加世帯数は424世帯となりました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちがさきエコファミリー」の新規登録者の増加につながる新たな取り組みを検討する必要があります。 ・「ちがさきエコネット」に登録して終わりではなく継続的に利用していただくため、運用状況を分析し、コンテンツの改善について検討していく必要があります。

■ 令和元年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
ちがさきエコネットの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業者である認定NPO法人湘南ふじさわシニアネットと5回の協議を重ね、利用者の利便性の向上を図るべく、既存のコンテンツの運用を見直すとともに、新規のコンテンツである「職員ブログ」についても検討しました。 ・「ちがさきエコネット」の周知活動として、広報紙(2月15日号)1面の気候変動特集に紹介記事を掲載するとともに、タウンニュースへも紹介記事を掲載しました。また、市ホームページのメール配信サービス登録者には、定期的に「ちがさきエコネット」のイベント紹介の情報発信を行いました。 ・「ちがさき環境フェア(※)」や環境政策課で行ったイベント・講演会等において、「ちがさきエコネット」の周知やちらしの配布等を行いました。 	環境政策課
ちがさきエコファミリー制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちがさき環境フェア」では、「ちがさきエコネット」体験ブースを出展し、「ちがさきエコファミリー」制度の紹介や、「環境家計簿(※)」の入力方法などを紹介しました。 ・環境政策課で例年実施していた「みどりのカーテン用ゴーヤ苗配布事業」を、令和元年度は「ちがさきエコファミリー」を対象として実施しました(1世帯3株ずつ160世帯に配布)。また、エコファミリーに登録のない方(65世帯)には、2株ずつ配布し、「ちがさきエコネット」の活用を薦めました。さらに夏には「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」を実施しました。 ・その他様々な媒体で「ちがさきエコファミリー」制度の周知を行い、参加世帯数を424世帯(平成30年度末)から、534世帯(令和元年度末)まで増やすことができました。特に、年度末に開催を予定していた「エコクッキング(新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。)」については、人気の高いイベントであることから、エコファミリーへの加入につながることができました。 	環境政策課

■ 成果・課題と評価

成果	担当課による評価
<ul style="list-style-type: none"> 各種媒体を活用した広報やイベントとの連動を図ることにより、新たに112世帯に「ちがさきエコファミリー」にご参加いただくことができました。 自宅の「みどりのカーテン」の写真をエコネットに投稿する「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」は、10世帯から写真とともに、出来栄や工夫、効果などに関するエコアイデアやコメントが投稿され、「エコファミリー」同士の情報交換が図られました。 	B
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
<ul style="list-style-type: none"> 新規加入者の増加だけでなく、既に登録している「ちがさきエコファミリー」の方が継続的にサイトを利用したくなるよう、環境適応策につながるアイデアやお得情報などの掲載により、利用者にとってより魅力のあるコンテンツの充実を図る必要があります。 ライフスタイルの変化を敏感に捉えたサイトの在り方を検討し、新規加入者のさらなる増加を目指します。 「ちがさきエコネット」からの情報発信だけに留まらず、「エコファミリー」同士の交流や情報交換を図るために「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」や「私のエコアイデア」のような、利用者にとって負担感が薄く参加しやすい双方向型のイベントやコンテンツを充実させていく必要があります。 	

■ 今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
ちがさきエコネットの導入	<ul style="list-style-type: none"> 「ちがさきエコネット」の認知度を上げるため、引き続き様々な機会を捉えた情報発信を行っていきます。 「エコファミリー」・「エコ事業者」への加入を促進するため、新しいコンテンツの追加や加入特典など、魅力あるサイトの運営を検討していきます。 持続可能な「ちがさきエコネット」の運営を目指し、サイトにおける広告収入など予算面を課題と捉え、次年度に向けて取組を進めます。 	環境政策課
ちがさきエコファミリー制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き広く周知を行い新たな「エコファミリー」獲得を目指すとともに、既に加入している「エコファミリー」の満足度を上げるために、コンテンツについても見直しを行っていきます。 	環境政策課

Topic 1

茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」

「ちがさきエコネット」は、市民や事業者の皆様と市が一体となって、より一層地球温暖化対策を推進することを目的としたポータルサイトです。市からの一方的な情報提供だけでなく、市民や事業者の皆様が行っている省エネ活動などを紹介したり、それらの情報を相互に共有・交流することができるのが特徴です。



「ちがさきエコネット」は楽しみながら省エネに取り組めるサイトです。また、スマートフォンやタブレット端末からもアクセスできます。ぜひ一度「ちがさきエコネット」をご覧ください。
[《https://chigasaki-econet.jp/》](https://chigasaki-econet.jp/)

ちがさきエコネットQRコード→



アクセスするぞよ!

【優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

I-2:日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

■施策の概要

- ・市民の意識や行動の変化を把握し施策を検討するため意識調査を行い、その調査結果を公表します。
- ・「ちがさきエコファミリー(※)」登録者を対象とした減CO₂コンテストなどの実績データをホームページ等で公表します。
- ・省エネナビ(※)やエコワット(※)などの活用により、家庭での電気などのエネルギー使用量の見える化を図ります。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)	
				元	2
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査(※)	省エネルギー・地球温暖化防止への取り組みを「実践している」と回答した割合	100% (令和2年度)	意識調査の実施・分析・公表		→
省エネナビやエコワットの貸し出しによる省エネ活動促進	年度当たり貸し出し延べ回数	延べ120回 (令和2年度)	省エネナビやエコワットの貸し出し及び実績分析		→
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	ちがさきエコファミリー登録世帯1人当たりのエネルギー使用量を、登録年度に比べて削減できた世帯数の割合	80%以上 (令和2年度)	ちがさきエコファミリー登録者のエネルギー使用量の把握・分析・公表		→

■平成30年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出した2,000人の市民に対し、「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査(※)」を実施し、結果を分析し、市ホームページで公表しています。平成21年度からこれまでの回答数及び「省エネの取組みを実践している」と回答した方の割合の推移は資料編43ページ図1のとおりです。 ・平成30年度の省エネナビ、エコワットの貸し出し延べ件数は22件でした。 ・「ちがさきエコファミリー」登録年度に比べて削減を達成できた世帯は、「環境家計簿(※)」へ入力した30世帯のうち、60%にあたる18世帯となりました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・意識調査の結果から、省エネに取り組むのが難しい理由として、若年層・ファミリー層では、家族の生活スタイルの違い、高齢者層では、省エネ効果が分からないといった回答が多い傾向があり、ライフスタイルに合った省エネ行動や分かりやすい省エネ効果を紹介するなどの対策が必要です。

■令和元年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査	・継続して無作為に抽出した市民2,000人に対する意識調査を実施しました。調査の結果、回答数は687件、回答率は34.3%となり、省エネの取組みを実践していると回答した方の割合は61.6%でした(資料編43ページ図1参照)。	環境政策課
省エネナビやエコワットの貸し出しによる省エネ活動促進	・「省エネナビ・エコワット」の周知活動として、広報紙、ホームページ及びタウンニュースへの記事の掲載と展示会を行いました。「ちがさき環境フェア(※)」では、「ちがさきエコネット(※)」の紹介と併せて貸し出しのPRを行いました。 ・省エネナビ及びエコワットの貸出件数は、それぞれ2件及び8件で合計10件でした。	環境政策課
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	・「ちがさきエコネット」の登録状況から1人あたりの電気使用量の平均は140.3kWh/月であり、平成30年度と比較して24.3kWh/月の増加となりました。 ・「ちがさきエコファミリー」登録年度に比べて削減が達成できた世帯は、「環境家計簿」に入力した48世帯のうち、54%にあたる26世帯となりました。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
<p>・市民の省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識や行動、省エネ機器・設備の導入状況等を把握することができました(資料編44,46ページ図2,3参照)。</p> <p>・「ちがさきエコネット」に入力されたデータから、世帯ごとのエネルギー使用量の平均値などデータ分析を進めました。また、「冬の省エネ1か月チャレンジ宣言！」において、冬期に各世帯で実施している省エネの取り組みを把握し、結果を「ちがさきエコネット」で公表しました。</p>	C
課題	<p>A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能</p>
<p>・「ちがさきエコファミリー」の登録状況から世帯の電気使用量が増加の傾向を示しているため、効果的な省エネの情報提供を強化する必要があります。</p> <p>・省エネ機器・設備を導入しない理由として、「初期コストがかかる」と回答した人が多いため、省エネ機器導入は環境面に加えコスト面からもメリットがあることを分かりやすくまとめた情報を提供する必要があります。</p>	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査	・市民2,000人を対象とした意識調査を実施し、その結果を取りまとめ市ホームページ等で公表します。また、意識調査の結果を分析し、今後の意識啓発の取り組みの参考とします。	環境政策課
省エネナビやエコワットの貸し出しによる省エネ活動促進	・広報紙等、各種媒体を用いて貸し出しの周知活動を行い、家電製品の上手な使い方を啓発します。	環境政策課
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	・「ちがさきエコファミリー」のエネルギーの使用実績を分析し、省エネの目安としていただくよう結果を公表します。	環境政策課

Topic 2

省エネナビとエコワットの貸し出しを行っています！



市では市民や事業者向けに省エネ測定機器を貸し出ししています。
 使用電力を「見える化」して節電に取り組みましょう！

★省エネナビは、家庭全体の電気使用量を「今日」「今月」「前日」「前月」「累計」の期間に「電力量(kWh)」「電気料金(円)」「二酸化炭素排出量(kg-CO₂)」の単位で表示します。



★エコワットは、コンセントに差し込み、計測する家電製品につなぐだけで、「電気料金(円)」、「使用電力量(kWh)」「使用時間」、「二酸化炭素排出量(kg-CO₂)」を表示します。

【優先的に取り組む施策 I :取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

I-3:省エネルギー表彰制度の導入

■施策の概要

・家庭での地球温暖化対策を促進するため、「ちがさきエコネット(※)」参加者の中から特に優れた取り組みを行っている市民及び事業者等に対する表彰制度を運用します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)	
				元	2
省エネルギー表彰 制度の導入	制度運用開始時期	運用開始 (27年度)	省エネルギー表彰制度 の運用・改善	→	

■平成30年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・夏と冬の2回、「ちがさきエコファミリー(※)」を対象とした表彰制度「省エネコンテスト」を実施しました。 ・「エコ事業者(※)」を対象とした表彰に代えて、事業者の取組を広く紹介するため「エコ事業者による省エネ活動展」を実施しました。これは、加入事業者数がまだ多くないことから、その中から表彰事例を出すのではなく、希望する事業者全ての取組を広めることで新規加入事業者を増やすことを目的として開催したもので、開催前の13社から15社まで増やすことができました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコ事業者の加入」を促すために、サイトの周知方法や加入特典などを検討していく必要があります。 ・「省エネコンテスト」の開催について、参加世帯数の増加を図る必要があります。

■令和元年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
省エネルギー表彰 制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の消費量が増える夏期(7月～9月)の家庭の省エネルギー化を図るため、「夏の省エネコンテスト」を実施しました。 ・冬期(2月)については、省エネの取組そのものを評価する平成30年度からの新たなイベントとして、「冬の省エネ1か月チャレンジ宣言！」を実施しました。 《夏の省エネコンテスト》 応募世帯:53世帯(電力削減量:4,443kWh、CO₂削減量:1,706kg-CO₂) 《冬の省エネ1か月チャレンジ宣言！》 応募世帯:36世帯(電力削減量:454kWh、CO₂削減量:174kg-CO₂) ・茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)において、環境に配慮した優良な取組を行う指定管理者を表彰する制度である「エコ管理賞」では、省エネルギーなどに取り組んだ3者を表彰しました。 	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
<p>・「省エネコンテスト」は、参加世帯数が減少傾向にあることが課題となっていたことから、平成30年度の冬期からイベント内容を刷新し、電気使用量の削減ではなく省エネの取組を行ったこと自体を表彰する「省エネチャレンジ宣言」に変更して実施しました。平成29年度冬の省エネコンテストの参加者が16世帯だったのに対して、平成30年度は37世帯、令和元年度は36世帯まで参加世帯数を増やすことができました。</p> <p>・平成29年度から実施している「みどりのカーテン(※)写真投稿キャンペーン」について、令和元年度も引き続き実施し、10世帯から投稿がありました。</p>	C
課題	<p>A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能</p>
<p>・コロナ禍において、直接参加型のイベントが開催が難しい一方、Web媒体を活用した情報発信が注目されています。「エコ事業者」の取組について、これらを用いて紹介することを検討していきます。</p> <p>・「省エネコンテスト」の取組を見直したことにより参加者が増加しましたが、コンテストの有無にかかわらず、日常的に環境家計簿へ入力、省エネルギーについて意識することを習慣づけてもらえるような仕組みづくりを検討する必要があります。</p>	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
<p>省エネルギー表彰制度の導入</p>	<p>・「ちがさきエコネット」については、「省エネチャレンジ宣言」や「写真投稿キャンペーン」等を引き続き実施し、省エネに取り組む世帯を増やしていくとともに、事業者向けのコンテンツも追加していきます。</p> <p>・茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)における「エコ管理賞」については、指定管理者への研修等を通じて、省エネ意識の向上を働きかけるとともに、表彰した取組については、他の施設への水平展開をねらって積極的に周知していきます。</p>	<p>環境政策課</p>

【優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

イ 優先的に取り組む施策Ⅰに対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

温暖化対策推進協議会指摘事項

エコネットへの参加者の増加が見られ、成果が出ていると考えられる。また、取り組み内容の刷新とともに参加世帯を増加させることができたのも、工夫があり良い点である。ただし、目標に比べると、登録総数は依然として少ない。参加してもらうには、市民への動機付けに工夫が必要である。よりいっそうの情報の具体化、たとえば、日常生活において利点がある省エネ実践方法の紹介といった例示が求められる。あわせて、エコネットの情報更新の頻度と内容も、市民アンケート結果をもとに検討すべきである。

参加者の増加とともに、多様な参加者の登録もカギとなる。温暖化対策に興味を感じられない市民にも、必要性が届くよう、適切な動機付けや実践の支援が必要である。広報媒体を積極的に活用しつつ、体感をともなうような取り組みを示す等も効果があると思われる。同時に、これまで参加していた市民を維持することにも、引き続き配慮してほしい。



指摘事項に対する市の対応

令和2年度中に対応・実施しているもの

- ・12月の「地球温暖化防止月間」に冬の省エネの取り組みについて、「ちがさきエコネット」やホームページに掲載するほか、高齢者等の幅広い層に見てもらえるよう、広報紙や駅・公共施設等へのポスター掲示など、様々な形での周知を行っていきます。
- ・「ちがさきエコネット」のサイトに、教育機関等が活用できるような「こども向け環境学習ページ(環境クイズなど)」を掲載することを検討しています。また、子どもが多く来場するちがさき環境フェアにおいて、「ちがさきエコネット」に子ども達を楽しめるクイズページを作成し体験できるようにします。
- ・「ちがさきエコファミリー」のアンケート結果の内容を検討し、より参加者獲得につながるコンテンツについて検討します。
- ・市民にとって、環境にやさしいだけでなく経済的にもメリットが発生するような情報を提供できるような仕組み作りを進めます。

■ 令和2年度の環境審議会指摘事項

施策の実施状況に対する審議会指摘事項

情報発信の取り組みが安定的に行われており、そのために必要な情報伝達が継続的になされている。中でも「ちがさきエコネット」は「職員ブログ(担当者ブログ)」「こども向け環境学習ページ(環境クイズなど)」等、今年度より新たなコンテンツの充実がみられるのも良い。加えて、登録世帯総数が増加したことも評価する。

一方で、登録世帯数の増加率は低下している。そして、目標と比べると、登録世帯総数は今なお少なく、登録世帯数の増加のためのさらなる対策強化が必要である。また、エコ事業者は16社であり、依然として少ない状況が続いている。本市においては、産業部門で排出されるCO₂排出量が多いが、製造業の登録は2社にとどまっており、抜本的な対策が必要である。

なお、今後は新しい生活様式の普及により、市民の在宅時間が増加することが予想される。そこで、家庭内の省エネ行動が大きく変化することに合わせた、情報発信や取り組み内容の検討も重要となる。たとえば、「広報ちがさき」には毎号二次元バーコードやURLを掲載するなど、閲覧者を増加させる取り組みを検討し、成果につなげてほしい。

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

ア 令和元年度の施策の実施状況

Ⅱ-1:事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

■施策の概要

- ・「ちがさきエコネット(※)」に事業者向けのページを作成し、温室効果ガス(※)削減効果が高かった省エネ対策事例を紹介します。
- ・事業者が集まるイベントや講習会の開催等の情報提供を行い、事業者間の情報交換を促進します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)	
				元	2
ちがさきエコネットの活用による情報提供	ちがさきエコネットによるイベントや講習会等の開催情報の提供	情報提供開始(27年度)	ちがさきエコネットによるイベントや講習会等の開催情報の提供		

■平成30年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・「エコ事業者(※)」による省エネ活動展」を実施しました。「エコ事業者」によるパネル展示や大学生による事業者インタビューなど、「エコ事業者」が日頃行っている省エネ活動や環境に配慮した事業を多くの方に紹介することができました。
課題	・情報提供の数を増やすため、事業者向けに行う事業の情報を収集していく必要があります。 ・事業者間の情報交換の促進に向け、事業者が自ら「ちがさきエコネット」に省エネや地球温暖化対策に関する情報を提供できる仕組みを検討していく必要があります。

■令和元年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
ちがさきエコネットの活用による情報提供	・「ちがさきエコネット」を活用して、「ちがさき環境フェア(※)」の情報発信に努め、多くの事業者にイベントの企画段階から参画していただきながら、体験型イベントブースに主体的に関わっていただき、特長を生かした環境教育を担っていただきました。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・「ちがさき環境フェア」には、体験ブースやパネル展示などへ参画いただいた民間事業者15社、飲食店舗のみの事業者6社に加え、環境フェアへの協賛事業者5社など、様々な形態で関わっていただきました。また、事業者以外にも、市民活動団体10団体のほか、県や市を含め24の公益機関の参画を得ることができました。なかでも、燃料電池の仕組みを学ぶワークショップは、体験を通して学ぶことができる貴重な環境学習の機会となりました。	B A:極めて順調に進んでいる B:おおむね順調に進んでいる C:ある程度進んでいる D:あまり進んでいない E:積極的な取り組みが必要 -:評価不能
課題 ・「ちがさきエコファミリー(※)」や「エコ事業者」の新規会員の獲得に向け、有益で魅力のあるサイトづくりが求められます。特に、エコ事業者へ向けたコンテンツを充実させていく必要があります。 ・「ちがさき環境フェア」は一年を通じた継続的な取組ではないため、周知啓発の効果は限定的なものにとどまってしまうことが課題です。環境フェア以外の場で、事業者へ情報発信の機会を提供する仕組みづくりを検討する必要があります。	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
ちがさきエコネットの活用による情報提供	・「エコ事業者」の新規会員の獲得へ向け、事業者にとって有益となる新たなコンテンツを検討します。 ・コロナ禍においては従来のような直接参加型のイベントが開催できない状況ですが、他の方法による情報発信の場を事業者へ提供できるよう検討します。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

Ⅱ-2：事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

■施策の概要

・事業者に対し、定期的な意識調査を行うとともに、事業活動に伴う温室効果ガス(※)排出量の現状を把握し、その分析結果を公表します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)	
				元	2
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	事業活動のエネルギー使用量削減事業者数の割合(エコ事業者認定時比)	80%以上 (令和2年度)	意識調査、結果の分析・公表		→

■平成30年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・無作為に抽出した事業者1,000社に対する「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査(※)」を継続して実施しました。調査の結果、回答数は303件、回答率は30.3%でした。省エネの取り組みを実践していると回答した事業者の割合は、68.3%でした。平成21年度からこれまでの回答数及び「省エネの取組みを実践している」と回答した方の割合の推移は資料編43ページ図1のとおりです。
課題	・意識調査の結果、省エネに関する項目として、「廃棄物の分別回収を徹底する」「冷暖房は必要な場所(部屋)・時間に限って使用する」等の行動は定着しているものの、「事業所等の建物の断熱化をしている」「低公害車・低燃費車を購入する」等は取り組むメリットを紹介する必要があります。

■令和元年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
事業者の地球温暖化対策取り組み状況の把握	・継続して無作為に抽出した事業者1,000社に対する意識調査を実施しました。調査の結果、回答数は304件、回答率は30.4%でした。省エネの取り組みを実践していると回答した事業者の割合は、61.9%でした(資料編43ページ図1参照)。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・日常業務で実施している環境配慮行動について、実施状況及び実施は難しい理由を把握することができました。また、意識調査の設問を見直すことで、平成30年度及び平成29年度以前の事業者の省エネ機器・設備の導入状況等を把握することができました(資料編48ページ図4参照)。	B
課題 ・省エネ機器・設備は、着実に導入が進んでいます。今後、導入検討中の省エネ機器の導入が図られるよう、「ちがさきエコネット(※)」や市ホームページなどで省エネ機器のメリットを環境面に加えコスト面からもメリットがあることを分かりやすくまとめた情報を提供する必要があります。	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
事業者の地球温暖化対策取り組み状況の把握	・市内事業者1,000社を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、市ホームページ等で公表します。また、意識調査の結果を分析し、今後の意識啓発の取り組みの参考とします。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

Ⅱ-3: エコ事業者認定制度の導入検討

■ 施策の概要

- ・事業者の地球温暖化対策を進めるため、温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組む事業者を「ちがさきエコネット(※)」内において「エコ事業者(※)」と認定する制度の導入を検討します。
- ・「エコ事業者」の登録数を増やすことを目指します。
- ・「エコ事業者」の取り組み内容を公表することにより、その他の事業者への情報提供とエコ事業者認定取得への動機付けを図ります。

■ 目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)	
				元	2
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	エコ事業者認定制度の構築	運用開始 (27年度)	制度の運用・改善	→	→
	エコ事業者認定制度の認定数	700件 (令和2年度)	制度の普及及び認定作業、実績データの把握	→	→

■ 平成30年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査(※)」で、「ちがさきエコネット」の周知を図りました。また、「ちがさきエコネットを知っていますか」という設問に対する回答として、「知らない」という回答が72.6%となり、事業者に対して、周知が不足していることがわかりました。
課題	・「意識調査」で、「エコネットを見たことはあるが登録をしていない」「知っているが見たことがない」と回答した事業者に、「登録をしていない理由又は見なかった理由」について聞いたところ、回答として最も多かったものは、「登録したことで省エネにつながらない、メリット・必要性を感じない」と「グループ企業または小さい店舗のため参加できない」となりました。この結果から、事業者エコネットのメリットを伝え切れていないことが課題であることがわかりました。

■ 令和元年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	・タウンニュースやイベントなど、様々な媒体・機会を捉え、「ちがさきエコネット」の周知活動を行いました。 ・「ちがさきエコネット」のサイト内に、事業者が事業活動に伴い排出される温室効果ガス排出量を簡単に把握できるように、「省エネ診断」のページを作成し、省エネの取り組みを進めました。	環境政策課

■ 成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・「ちがさきエコネット」の周知活動を実施し、「エコ事業者」への登録をよびかけました。 ・事業者向けに「省エネ診断」ページを作成し、事業者の省エネを後押しできるようにしました。	C
課題 ・事業者の環境活動に対する考え方として、「省エネなど、事業活動にメリットのある範囲で取り組みたい」と回答した事業者が63.5%となっています。また、環境活動を進める課題として「コスト的な問題」と回答した事業者が39.8%となっています(資料編52ページ図6参照)。このことから、環境活動が事業活動にコスト面でメリットがあることを理解していただく必要があります。	A:極めて順調に進んでいる B:おおむね順調に進んでいる C:ある程度進んでいる D:あまり進んでいない E:積極的な取り組みが必要 -:評価不能

■ 今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	・「ちがさきエコネット」の「環境家計簿」及び「省エネ診断」の機能は、事業者にとってエネルギー使用状況を分かりやすく管理することが可能なシステムであり、特に独自でEMS(※)を導入していない中小企業にとって導入するメリットがあることを伝えていきます。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

イ 優先的に取り組む施策Ⅱに対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

温暖化対策推進協議会指摘事項

事業者の事業価値を高める工夫がともなえば、本項目はいっそうの成果が得られると考えられる。目標達成のために、この積極的な対応が必要である。たとえば、経済的な効果・利点の紹介は情報として不可欠である。また、優良事業者の公表、茅ヶ崎市の環境イベントに協力する事業者の紹介など、まだ情報提示に工夫の余地がある。こうした紹介・褒賞の仕組みを整備し、市民がその事業者を知る、利用するようになることが、今後、事業者へのインセンティブとしてますます重要となるだろう。

さらに、事業者調査の結果をどのように活用するか、今以上に検討してほしい。とくに、結果をふまえ、それを次の取り組みにつなげる必要がある。調査で得られた内容を、施策にしっかり結びつけることが求められている。

本項目には、「環境に良いことをしている事業者が利点を得る」ための工夫が求められる。市内の経済団体との接点づくりとその強化も、さらに前進させてはどうか。



指摘事項に対する市の対応

令和2年度中に対応・実施しているもの

- ・市内1,000社の事業者に対して意識調査を継続して実施し、省エネ機器の導入状況を把握します。
- ・意識調査に地球温暖化対策に関する情報提供として望ましい媒体を調査する設問を追加し、情報提供の参考とします。
- ・事業者、特に中小規模の事業者へ「ちがさきエコネット(※)」のメリットを理解してもらうため、周知方法を見直し、有益となるようサイトの改修を行います。

■ 令和2年度の環境審議会指摘事項

施策の実施状況に対する審議会指摘事項

事業者の温暖化対策の取り組み状況が、良く把握されていると思われる。今後も、事業者の温暖化対策の取り組み状況は、把握を続けてほしい。事業者への働きかけでは、既存のネットワークを用いた連携を意識し、施策展開が図られている。市として実行可能な取り組みを着実に行ったことを評価する。

本市におけるCO₂排出量の割合が大きいのは、製造業等の「産業部門」であり、業種として85.6%の排出割合を占める第3次産業「民生業務部門」は、これから、新型コロナウイルス感染症の深刻な影響を受けることが予想される。そこで、とくに「民生業務部門」に対しては、省エネ機器導入の経済的メリット、具体的な費用対効果など、地球温暖化対策に関する情報提供を解りやすく伝えることが喫緊の課題である。そして、グリーンリカバリー及び今後の経済回復と温暖化対策の両立へのチャンスとすべく、事業者への支援策を早急に検討し、取り組みに反映することが望まれる。

また、調査により、省エネ診断を今後実施したいという事業者が39%あることも判明している。しっかりとフォローして、省エネ診断の実施につなげてほしい。

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

ア 令和元年度の施策の実施状況

Ⅲ-1:住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置

■施策の概要

・住宅への高効率給湯器やコージェネレーションシステム(※)等の省エネルギー機器、再生可能エネルギーを利用した自家発電設備設置に対する補助を継続します。
 ・事業者に対しては、「茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金」を活用した設置導入支援や導入誘導方策を検討します。
 ・公共施設では、再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置を進めるとともに、学校等での環境教育への活用を図ります。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)	
				元	2
省エネルギー機器の導入補助	意識調査において、省エネルギー機器を設置した市民、事業者数の割合	設置者数の増減比の把握	設置者の増減比の把握、補助金制度のPR、補助金交付事務		→
茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用	太陽光発電設備普及啓発基金活用の仕組みづくり	制度導入(26年度)	積立、寄付金の募集・受付 太陽光発電設備設置補助		→
公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置	公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置状況	23施設(令和2年度)	機器・設備の設置 環境教育での活用		→

■平成30年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査(※)」を予定どおり行い、市民・事業者の省エネルギー機器設置者の増減を把握し、結果を市ホームページに公表しました。 太陽光発電普及啓発基金を活用した補助事業を開始するため、補助制度要綱を整備しました。 公共施設においてLED照明の導入など、省エネ機器を積極的に導入しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備普及啓発基金を活用した補助事業を開始し、太陽光発電設備の設置を推進していく必要があります。 公共施設に導入した太陽光発電設備については、メンテナンスが十分に行き届いていないことや老朽化による故障が発生していることが課題です。

■令和元年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
省エネルギー機器の導入補助	・平成30年度及び平成29年度の省エネ機器等の導入状況及び導入予定がない理由を把握するため、意識調査を実施しました。	環境政策課
茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電普及啓発基金を活用した補助事業を開始し、募集要項を作成するとともに様々な周知活動を実施しましたが申請はありませんでした。 市民・事業者の皆さまに協力いただき、基金へ積み立てを行いました。令和元年度の積立額は1,539,369円となり、令和元年度末時点の累計積立額は13,467,488円となりました(資料編53ページ表2参照)。 	環境政策課

<p>公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置</p>	<p>・「中央公園管理棟」に太陽光発電設備(5.6kW)を導入しました。 ・令和元年度末時点で公共施設22箇所にて省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備を設置し、設置によるCO₂削減効果は約8,382t-CO₂となっています。(内訳:太陽光発電16箇所にて75t-CO₂、太陽熱利用3箇所にて約8t-CO₂、コージェネレーション2箇所にて約254t-CO₂及び廃棄物発電1箇所にて8,045t-CO₂)</p>	<p>各施設所管課 (環境政策課)</p>
--	---	---------------------------

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
<p>・市民・事業者の省エネルギー機器の導入状況を把握し、機器・設備ごとに導入できない理由を把握しました。 ・大規模土地利用が行われる際には、LED照明等の省エネルギー機器や太陽光発電設備を導入するよう事業者に助言しました。 ・太陽光発電普及啓発基金を活用するための補助事業を開始しました。 ・防災拠点となる中央公園の管理棟に新たに太陽光発電設備を設置しました。また、発電が停止している設備について、具体的な修繕の検討を進めました。</p>	<p>B</p>
課題	<p>A:極めて順調に進んでいる B:おおむね順調に進んでいる C:ある程度進んでいる D:あまり進んでいない E:積極的な取り組みが必要 -:評価不能</p>
<p>・市民・事業者の省エネルギー機器の導入が進むよう、機器のCO₂削減効果などを分かりやすく伝える工夫が必要です。 ・省エネルギー・再生可能エネルギー設備を設置・更新する公共施設については、コストを勘案した設備の導入を推進することが必要です。</p>	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
<p>省エネルギー機器の導入補助</p>	<p>・省エネルギー機器の導入促進に向け、各種広報媒体やイベント等を通じて、省エネルギー機器の導入に関する情報を分かりやすく提供します。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用</p>	<p>・茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金を活用した補助事業について、活用しやすいよう補助対象の内容を検討します。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置</p>	<p>・施設の建築や設備の更新にあたっては、省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備等の導入を推進し、エネルギー効率の向上や環境負荷の低減を図ります。</p>	<p>各施設所管課 (環境政策課)</p>

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

Ⅲ-2: 電気自動車の導入推進

■ 施策の概要

- ・電気自動車の普及のため、電気自動車の購入費に対する助成を継続して行います。
- ・市民、事業者への普及啓発のため、電気自動車を率先して導入します。

■ 目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)	
				元	2
電気自動車の導入 推進	電気自動車の購入補助件数	50台/年 (令和2年度)	電気自動車の導入補助		
	公用車における電気自動車の 所有割合	3%以上 (令和2年度)	公用車への電気自動車の 導入		

■ 平成30年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車購入費補助金の平成29年度末時点の累計補助件数が132件でした。 ・「ちがさき環境フェア(※)」など各種イベントで電気自動車の周知を実施しました。 ・公用車における電気自動車の所有台数は3台となり、所有割合は約1.1%(平成30年度末の公用車数263台)となっています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の利用について、防災面のメリットを併せて周知することが必要です。また、電気自動車の導入を推進するための情報提供や支援策を検討する必要があります。

■ 令和元年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
電気自動車の導入 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・8月の2市1町連係事業の湘南エコウェーブ「親子環境バスツアー」にて、川崎市のEVパッカーを見学し、その仕組みを学びました。 ・10月の「ちがさき環境フェア」にて、電気自動車・燃料電池自動車等の次世代自動車の展示を行うとともに屋外会場の電力の一部を電気自動車のバッテリーから供給する様子の展示も行いました。 ・3月に開催予定であった「柳島スポーツ公園やなスポフェス★2020」に、市内の(株)オーテックジャパンの協力を得ながら、電気自動車の展示や啓発を行う予定で準備しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。 ・(株)オーテックジャパンから電気自動車を1台無料で貸与していただきました。電気自動車は公用車として利用させていただき、電気自動車をPRしました。 ・電気自動車の普及推進の一環として、茅ヶ崎第1駐車場に設置している急速充電器及び普通充電器、第2駐車場に設置している急速充電器を無料で開放しています。 ・公用車における電気自動車の所有割合は1.1%(令和元年度末の公用車数265台のうち3台)となっています。 	環境政策課

■ 成果・課題と評価

成果	担当課による評価
<p>・民間事業者等との協力により、各種イベントにおいて、電気自動車の魅力やその仕組みを紹介することができました。</p>	<p>C</p>
課題	<p>A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能</p>
<p>・電気自動車の導入を推進するため、自動車としての機能だけでなく災害時には蓄電池として活用できることのPRを行っていく必要があります。</p>	

■ 今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
<p>電気自動車の導入推進</p>	<p>・マンションなど大規模土地利用が行われる際には、電気自動車の充電器の設置や電気自動車によるカーシェアリングのサービスを検討するよう事業者に助言していきます。 ・電気自動車の導入が進むよう国の補助制度などの情報を分かりやすく提供します。</p>	<p>環境政策課</p>

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

Ⅲ-3：地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

■ 施策の概要

・再生可能エネルギーを利用した自家発電設備で発電された電気や環境価値(※)を地域で利用する仕組みの構築を図ります。

■ 目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)	
				元	2
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入時期	制度導入(26年度)	利用者の募集、運用、改善		→

■ 平成30年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークと連携しながら取り組んだ「茅ヶ崎おひさまクレジット(※)事業」では、保有クレジット72t-CO ₂ のうち3t-CO ₂ を(株)オーテックジャパン、5t-CO ₂ を(株)湘南貿易に活用していただきました。
課題	・クレジット認証基準が引き上げられたことによって、認証申請が困難な状況です。 ・国のJ-クレジット事業に参加している「茅ヶ崎おひさまクレジット事業」は、プロジェクトの認証対象期間が令和2年度で終了するため、その後の事業展開が課題となっています。

■ 令和元年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	・NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークと協力して、「茅ヶ崎おひさまクレジット事業」を実施いたしました。 ・令和元年12月開催の湘南国際マラソンで(株)湘南貿易に御協力により、ランナーが着替えを入れるエコ袋のカーボンオフセットに5t-CO ₂ を活用していただきました。 ・(株)オーテックジャパンと、令和2年度の活用に向けて調整を進めました。	環境政策課

■ 成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークと連携し取り組んだ「茅ヶ崎おひさまクレジット事業」では、保有しているクレジットを売却するとともに今後の活用についても調整することができました。	C
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
・国のJ-クレジット事業に参加している茅ヶ崎おひさまクレジットは、プロジェクトの認証対象期間が令和2年度で終了するため、太陽光発電を推進するための啓発が課題となっています。	

■ 今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	・保有しているクレジットの全量売却を目指すとともに、クレジット売却益の参加者への還元を行います。 ・地域で発電した電力を地元で活用する自己託送制度の運用について、調査研究を行います。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

イ 優先的に取り組む施策Ⅲに対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

温暖化対策推進協議会指摘事項

市民にとり身近な電気製品や照明器具に関する情報を提供し続け、本項目の進捗状況も継続的に把握していることは評価できる。その結果、太陽光発電などの再生エネルギーについては順調な推移が確認できる。反面、高額な電気自動車の導入はうまく進んでいない。金銭的な補助・助成制度の必要性を感じるので、再開を検討してほしい。あわせて、資金確保のさまざまな方策を考えて続けるべきであろう。

啓発は、市民の意識向上につながることを望ましい。しかし、意識は社会情勢や発生した事柄とも連動して変化するため、啓発の目標設定にはより慎重なゴールを決めるべきである。また実際には、単なる意識付けにとどまらず、具体的な行動を誘発する啓発事業が望ましい。

より実質的には、単年度の設備導入実績の把握とともに、既存設備の導入状況に加えて計上する実績のカウント方法を設定すべきである。こうした基礎資料と、アンケート結果などの意識情報を重ね合わせて、省エネ機器の導入がさらに促進されることを期待する。



指摘事項に対する市の対応

令和2年度中に対応・実施しているもの

- ・国や県の補助制度をまとめた情報を分かりやすく提供するとともに、省エネ機器の情報を分かりやすく提供します。
- ・「茅ヶ崎おひさまクレジット事業」について、保有する59t-CO₂のクレジット売却に向けた調整を行い、参加者に売却益を還元します。
- ・地域で発電した電力を地域で活用する自己託送制度の運用について、調査研究を行います。

■ 令和2年度の環境審議会指摘事項

施策の実施状況に対する審議会指摘事項

中央公園管理棟への太陽光発電設備(5.6kW)の導入や、公共施設22箇所に省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備を設置し、約8,382t-CO₂のCO₂排出削減効果が得られていることや、公共施設への太陽光設備導入のほか、民間における大規模開発地がある際、様々な省エネの取組や再エネの導入に向けた助言や要請をしていることは、脱炭素社会を目指すうえで重要であり評価する。

一方で、アンケート調査より、賃貸住宅での省エネ設備の導入が進んでいないことが読み取れる。既存建物におけるCO₂改修支援事業(環境省)を紹介するなど、国や関係機関と連携し、省エネ機器・設備の導入に向けた障壁を取り除くことを検討すべきである。太陽光発電設備普及啓発基金の活用事業については、例年同様、活用実績がない。基金設置時から期間が経過し、太陽光に限定せず、脱炭素に向けた意味のある活用方法を早急に検討し、実施すべきである。

また、経済産業省は、「2030年代半ばに、乗用車の新車販売で電動車100%実現を目指す」ことを発表している。それに呼応すべく、市内の急速充電設備の設置・充実化といった対応策に早急に取り組むなど、交通施策と連動した温暖化対策のさらなる充実も目指してほしい。

(5) その他施策の実施状況について

ア 令和元年度の施策の実施状況

施策の柱1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

施策の方針 1.1 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

省エネエコライフの促進【環境政策課】

- ・家庭での省エネルギー化を図るため、平成 30 年度に引き続き電気使用量の多い夏場(7月から9月)に前年より電気使用量を減らすことにチャレンジする「省エネコンテスト」を実施し、53 世帯が参加、その CO₂ 削減量は合計で約 1,706 kg-CO₂となりました。また、冬場(2月)については、省エネの取組そのものを評価する平成 30 年度からの新たなイベントとして、「冬の省エネ 1 か月チャレンジ宣言!」を実施し、36 世帯が参加、CO₂ 削減量は合計で約 174 kg-CO₂となりました。CO₂ 削減量は気候や家族構成の変化等により必ずしも参加世帯数には比例しませんが、今後も参加世帯数を増やし、家庭における省エネの取組を促進します。

省エネコンテスト実施結果

年度(平成)	参加世帯数(世帯)	電力削減量(kWh)	削減率1位(%)	CO ₂ 削減量(kg-CO ₂)
29 夏	30	3,680	26.6	1,413.1
29 冬	8	680	22.0	261.1
30 夏	14	1,475	29.4	566.4
元 夏	53	4,443	52.5	1,706
元 冬	36	454	24.9	174



省エネルギー機器の利用・導入促進【環境政策課】

- ・コージェネレーションシステム(※)の設置にかかる補助事業は平成 28 年度をもって終了しました。
- ・補助事業を開始した平成 24 年度から 28 年度までの累計の設置件数は 400 件となり、その CO₂ 削減効果は約 532t-CO₂*1となっています。

【CO₂削減効果】台数×1,330 kg-CO₂*1(一般社団法人燃料電池普及促進協会 HP より)

施策の方針 1.2 事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

省エネルギー機器の導入促進【産業振興課】

- ・商店会の街灯をLED化に対する補助事業として、1つの商店会の街灯合計 23 基のLED化事業費に対し2分の1の補助を行いました(市内商店会の LED 化率は 68.8%(全 16 団体の内 11 団体)、街灯の LED 普及率は 64.7%)。



援農ボランティアの様子

環境に配慮した農業・漁業の促進【農業水産課】

- ・援農ボランティア(※)のあっせんの取組により、令和元年度は新たに 16 件の新規あっせんが成立しました。

また、制度登録者数に関し、受入農家 6 名、登録者 19 名の増加がありました。

- ・援農ボランティア育成講座(全 19 回)を実施し、21 名の参加がありました。
- ・耕作放棄地解消のため、市民農園の新規開設支援を 6 件行い、6 園(計 33.82ha)が開園しました。

大規模土地利用行為の届出に対する助言指導【環境政策課】

- ・面積が 5,000 平方メートル以上の都市計画法に基づく開発行為等の届出(令和元年度 9 件)があった際、開発目的により市から、LED照明、人感センサー等の省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入、電気自動車の充電設備の設置などについて助言指導しました。

施策の柱2 再生可能エネルギーの積極的導入支援

施策の方針 2.1 太陽光発電設備の導入支援や普及のための仕組みの構築

太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援【環境政策課】

・太陽光発電設備及び太陽熱利用設備(※)の設置にかかる補助事業は平成 28 年度をもって終了しました。これまでの太陽光発電設備設置費補助事業(戸建て)の実績は下表のとおりです。

太陽光発電設備設置費補助金実績

年度 (平成)	補助件数 (件)	設置設備の 出力合計(kW)	CO ₂ 削減効果 (t-CO ₂ /年)	新築・既築の内訳	
				新築 (件)	既築 (件)
21	134	449.38	172.56	61	73
22	258	928.66	356.61	79	179
23	368	1,347.59	517.47	102	266
24	417	1,616.27	620.65	104	313
25	337	1,345.76	516.77	114	223
26	228	972.10	373.29	88	140
27	187	867.32	333.05	69	118
28	55	262.71	100.88	25	30
累計	1,984	7,789.79	2,991.28	642	1,342

【CO₂削減効果】太陽光発電設備 1 kW 当たりの年間発電量を 1,000 kWh と想定して算出
(新エネルギー財団による統計調査)

- ・資源エネルギー庁が公表している固定価格買取制度(※)の設備導入状況によると、本市における太陽光発電設備(10kW未満)の固定価格買取制度開始後の導入件数(累計)は平成31年3月末時点で2,170件、令和2年3月末時点で2,382件となっており、増加していることが伺えます。なお、移行認定分を含めた太陽光発電設備の導入容量は令和2年3月末時点で20,961kWとなっています。
- ・家庭用太陽熱利用設備設置にかかる補助事業は平成28年度をもって終了しました。補助事業を開始した平成24年度から28年度までの累計の設置件数は7件となっています。

施策の方針 2.2 その他の再生可能エネルギーの導入推進の検討

その他の再生可能エネルギーの導入推進の検討【環境事業センター】

・ごみ焼却施設で発生した蒸気を利用し、最大3,000kW発電することで環境事業センターの電力を賄うとともに、余剰電力は売電しました。令和元年度は20,950,815kWh発電し、そのうち売電した電力は12,840,065kWh、売電額は152,377,316円(1ヶ月約1,200万円)でした。発生した熱エネルギーは、環境事業センター内の給湯や冷暖房のほか、茅ヶ崎市温水プールでも利用しています。

環境事業センターによる発電実績

年度	発電量	センター内消費量	売電量	売電金額	CO ₂ 削減量(★)
29	9,973,598 kWh	3,845,154 kWh	6,128,444 kWh	68,557,956 円	3,830 t-CO ₂
30	20,921,642 kWh	8,198,976 kWh	12,722,666 kWh	149,038,656 円	8,034 t-CO ₂
元	20,950,815 kWh	8,110,750 kWh	12,840,065 kWh	152,377,616 円	8,045 t-CO ₂

(★)【CO₂削減量】発電量×CO₂排出係数(0.384kg-CO₂/kWh)

- ・区域施策編では、バイオマス発電に分類される環境事業センターでの発電量をエネルギー供給によるCO₂削減効果として計上しています。一方で事務事業編では、市施設での省エネ効果の観点からセンター内で消費した発電量をCO₂削減効果として計上しています。
- ・CO₂排出係数に関しては、区域施策編では0.384kg-CO₂/kWh(平成21年度の排出係数)を使用し、事務事業編では0.561kg-CO₂/kWh(平成22年度の排出係数)を使用しています。それぞれ基準年度及び排出係数が異なるため、CO₂削減効果も異なります。

施策の柱3 低炭素型まちづくりの推進

施策の方針3.1 低炭素型都市システムの構築

市民・利用者に使いやすい交通システムの推進【都市政策課】

- ・コミュニティバスの利用促進のため、コースの変更や乗合所の新設、停留所の修繕を行ったほか、住民要望を受け事業者と協議しバス停新設へつなげるなど、乗合交通の利用しやすい環境づくりを行いました。



自転車利用の促進【都市政策課】

- ・サイクルアンドバスライド事業における既存施設の適正管理（見回り、放置自転車撤去等）を行いました。



鶴嶺通りの自転車表示

施策の方針3.2 みどりの保全・再生・創出

みどりの保全【景観みどり課】

- ・保存樹林(※)について、31件の助成を行いました。
(平成30年度末指定件数33件、うち未更新2件)
- ・保存樹木(※)について、22件の助成を行いました。
(平成30年度末指定件数24件、うち年度途中解除2件)。



保存樹木(円蔵地内)

みどりの再生・創出【景観みどり課・公園緑地課】

- ・提案型民間活用制度を活用し、公園にある樹木や街路樹について、一括した植栽管理を実施しました。
- ・民有地内でのみどりの創出に向け、1本の植樹から助成対象とする「みどりのまちなみ推進補助制度」(※)を令和元年度から運用し、1件を助成しました。
- ・グリーンバンク制度(※)を活用し、令和元年度は樹木の配布を1件1本行いました。

施策の方針3.3 ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド対策の推進【環境政策課】

- ・節電意識の向上や省エネに一定の効果がある、「みどりのカーテン(※)」用のゴーヤ苗を、エコネット上の申込フォームからの申込者に1世帯3株ずつ160世帯に配布しました。また、電話や窓口での申込者に対しては1世帯2株ずつ65世帯に配布しました。配布世帯を対象としたアンケートでは、「みどりのカーテンによる室温上昇の抑制を実感できた」と回答した世帯が47.0%、「温暖化対策への意識の変化があった」と回答した世帯が77.6%となり、この取り組みが省エネへの意識につながっていることが伺えます。
- ・新たな取り組みとして、「ちがさきエコネット(※)」のエコひろば(※)の機能を活用した「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」を実施。10世帯から写真の投稿をいただきました。



キャンペーンに投稿された写真

施策の柱4 循環型まちづくりの推進

施策の方針4.1 4Rの推進

リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進【資源循環課】

- ・ちがさき環境フェアや「ごみ通信ちがさき」、自治会や小学校を対象とした出前講座などで不要なレジ袋の削減やマイバック持参の啓発を実施しました。また、事業者向けの意見交換会を開催し、マイバック持参の協力を呼びかけました。



「ごみ通信ちがさき」春号

リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進【資源循環課】

- ・「ごみ通信ちがさき」を10月、3月に発行し、「ごみ減量化基本方針」や「ごみの処理の流れや経費」を特集し、ごみ処理に対する意識啓発とごみの減量化・資源化を促しました。
- ・生ごみ処理容器(コンポスト(※))のあっせん72台、家庭電動式生ごみ処理機(※)の購入補助40件を行いました。
- ・小中学校12校及び2自治会で出前講座等を実施しました。また、84自治会を対象とした「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針(素案)」の説明会の中で、「始めようごみ減量生活」と題した講座を実施しました。
- ・ごみ減量・リサイクル推進店の周知及び加入促進として、ちがさき環境フェアにてパネルを展示するとともに、「ごみ通信ちがさき」に記事を掲載することで、認定店を利用するメリットをPRしました。

リユース（繰り返し使う）の推進【環境政策課・資源循環課・環境事業センター】

- ・ちがさき環境フェアにおいて、梅田小学校運営委員の児童が古本回収プロジェクト(FKP)を行い878冊の古本を回収しました。集めた古本の売却益16,220円は、緑のまちづくり基金及び太陽光発電設備普及啓発基金にそれぞれ寄附しました。
- ・ちがさき環境フェアにおいて、「もったいないジャパン不用品回収イベント」や、環境事業センターによるリサイクル家具展示・抽選申込、古本市、おもちゃ病院等を開催し、再利用の促進をPRしました。
- ・ちがさき環境フェアの飲食店コーナーにおいて、出店者の協力によりリユース食器を活用しました。



FKPの寄付金贈呈式の様子

リサイクル（資源として再生利用する）の推進【環境政策課・資源循環課・環境事業センター】

- ・使用済み小型家電の回収ボックスを市役所や公民館、イオンなど29箇所に設置し約3.6tを回収しました。また、民間事業者と協定を締結し宅急便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を実施、約15.8tを回収しました。
- ・剪定枝の収集運搬・処分方法について事業者とヒアリングを行い、令和3年度からの導入に向けた具体的な事業スキームを検討しました。
- ・インクジェットプリンタ用の使用済みインクカートリッジを回収し、リサイクルする「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」を市役所本庁舎など3箇所で行い、約25.9kgを回収しました。

施策の方針4.2 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進【資源循環課・環境事業センター】

- ・商工会議所等232社に対して「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針(素案)」に関する説明会を実施し、事業系廃棄物の適正な処理方法について掲載した冊子を配布することで、事業系廃棄物の適正処理を促しました。
- ・多量排出事業者(年間約60t以上)の22社より減量化計画書を提出していただきました。

施策の柱5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり

施策の方針 5.1 市民・事業者への普及啓発や情報発信

環境に関するイベント・講座の実施【環境政策課】

- ・「ちがさきエコネット(※)」の運用を継続し、令和元年度末までに「ちがさきエコファミリー(※)」の参加世帯数は534世帯、「エコ事業者(※)」の登録事業者数は16社となりました。
- ・大人から子供まで楽しみながら未来の暮らしと地球環境のために自分でできることを発見できるイベント、「ちがさき環境フェア」を開催しました。

日時・会場	令和元年10月5日(土) 茅ヶ崎市役所本庁舎1階、4階、分庁舎5階、総合体育館前庭
参加者	約1,500人
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体、事業者、行政などによる環境活動に関するパネル展示やワークショップ ・生物多様性について考える講演を実施 ・電気自動車(EV)及び燃料電池自動車(FCV)等次世代自動車の展示会 ・茅ヶ崎産の食材を活用した飲食ブース「ちがさきエコ・マルシェ」の実施など

- ・環境に関する施設見学会の開催

湘南エコウェーブ(※)の事業として、環境に関するエネルギー関連施設の見学会を実施しました。

見学会の名称	対象	見学先	参加者
親子環境バスツアー	小学生と保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社JERA川崎火力発電所 ・かわさきエコ暮らし未来館 ・ANA羽田機体工場 	41人
秋の環境バスツアー	18歳以上の市民	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社鈴廣蒲鉾本店 ・株式会社タツノ横浜工場 	37人



親子環境バスツアーの様子
～ANA羽田機体工場～

環境教育の実施【環境政策課・学校教育指導課】

- ・スクールエコアクション(※)の一環として、「ちがさき環境フェア」で梅田小学校及び香川小学校の生徒が日頃の環境活動を発表し、活動の様子を学校外へ発信しました。また、小・中学校が作成した環境に関する作品(環境新聞やイラスト、写真など)の掲示を行いました。
- ・学校での環境学習の支援として市役所の職員が市内小中学校で出前授業を実施しました。また、学校教員への総合学習の支援として、教員向けの環境情報を記載した「環境学習 News」を2回発行しました。

実施内容	取り組み結果	担当課
千ノ川水質調査	中学校1校	環境保全課
ごみの分別	小学校8校、中学校4校及び2自治会	資源循環課
みどりの基本計画や自然環境	中学校2校	景観みどり課
副読本「パッカー君のごみ探検」の作製配布	小学4年生に配布	資源循環課

施策の方針 5.2 市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり【環境政策課】

- ・住宅に設置した太陽光発電設備によって発電した電力のうち、自宅で使用した電力の環境価値(※)を取りまとめ、市内企業等のカーボン・オフセット(※)としてご活用いただく「茅ヶ崎おひさまクレジット(※)」事業を継続して実施し、(株)湘南貿易の協力を得て令和元年12月開催の湘南国際マラソンでランナーが着替えを入れる(エコ袋)のカーボン・オフセットにクレジット(5t-CO₂分)が活用されました。また、(株)オーテックジャパンと令和2年度の売却に向け調整を進めました。



カーボン・オフセットされたエコ袋

(5) その他の施策の実施状況について

イ その他施策の実施状況に対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

温暖化対策推進協議会指摘事項

さまざまな取り組みを、庁内各課との連携により推進していること、そして、それらの取り組みが継続して行われていることが評価に値する。例えば、低炭素まちづくりの推進においては、物理的なまちづくりとともに、啓発や情報発信も大切である。それらの取り組みにより、低炭素化にむけた啓発の成果が表れている点は良い。今後も継続してほしい。

他方で、ちがさき環境フェアの単年度の参加者数減少は課題である。より魅力的な企画を考えてほしい。また、コミュニティバスに代表される乗り合い交通の充実も、欠かすことはできない。運行計画やバス自体の効率性なども考慮して、適切な運行をめざし、検討すべきである。

本項目の全体的な課題は、どのように温室効果ガス排出を減らすことができたか、温暖化防止の観点から指標を設定することである。これには、庁内各課の連携が求められる。また、今後とも予算措置は必要不可欠といえる。これらを踏まえ、時代に見合った適切な次期計画が求められている。



指摘事項に対する市の対応

令和2年度中に対応・実施しているもの

令和2年度は、年度当初より、新型コロナウイルス感染症の影響により、それまでの事業を根本的に見直し、新型コロナウイルス感染症に関係が浅く、啓発・補助・支援・委託的な事業は基本的に中止するという方針のもと、市政運営を行わざるを得ませんでした。したがって、昨年度まで実施していた「ちがさき環境フェア」のほか、柳島スポーツ公園にて開催予定であった大型イベントにて開催予定であった電気自動車のPR事業など、多数が集合する形式の学習会などは中止しました。

コミュニティバスについては、継続的に運行し、さらに湘南地区の浜見平団地周辺を中心とした、乗り合い交通のシステムを立ち上げ、交通利便性の向上と、移動距離の縮小に向けた取り組みを始めております。

■ 令和2年度の環境審議会指摘事項

施策の実施状況に対する審議会指摘事項

温暖化対策に資する様々な取り組みが、関係課との連携・協力により取り組まれており、「まち」としての温暖化対策が多面的に実施されている。市が進める低炭素まちづくりの推進に関しては、コミュニティバスやサイクルアンドバスライドなどの例年の取り組みに加え、令和元年度から、地域住民主体による「お出かけワゴン」の実施・運行が開始されている。少子高齢化が進む本市の、市民に寄り添った取り組みとして高く評価できる。また、市の様々な業務に関係がある「気候変動」をテーマとした研修を実施し、多くの関係課と知見・対応を共有する取組を開始したことも多としたい。

廃棄物処理に関しては、廃プラスチックの割合が25.2%(平成30年度)から18.2%(令和元年度)に低下している。また、令和元年度のCO₂排出量は前年度に比して減少している。このように廃プラスチックの焼却時のCO₂排出量が減少したのは、市と市民の連携によるごみの分別の好ましい成果といえる。

一方で、ごみ焼却処理時の発電については、さらなるCO₂削減を目指すための情報提供のありかたも重要である。たとえば、ごみ焼却発電の実質的なCO₂削減量に関して、カーボンニュートラルの観点から削減量を計算して提示するなど、表現方法を検討すべきである。

今後も引き続き、社会状況を捉えながら、施策メニューの点検と見直しを繰り返していくことになると思われ、時代にあう柔軟な施策を実行してほしい。

2 茅ヶ崎市行政の取り組み(事務事業編)

(1) 温室効果ガスの削減目標

■ 計画期間及び削減目標

茅ヶ崎市行政の取り組み(事務事業編)の計画期間は、平成25年度から令和2年度までの8年間とします。

基準年度	目標年度	温室効果ガス削減目標	
		総排出量	20%削減
平成22年度 (2010年度)	令和2年度 (2020年度)	市施設の事業活動による排出量	15%削減
		一般廃棄物による排出量	25%削減

■ 削減対象とする温室効果ガス

事業者としての市の取り組みにおいて削減対象となる温室効果ガスの種類と排出源は次の表のとおりです。

種類	主な排出源
二酸化炭素(CO ₂)	燃料の焼却・電気の使用・一般廃棄物の焼却
メタン(CH ₄)	自動車の走行・下水の処理・一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行・下水の処理・一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用(廃棄)
パーフルオロカーボン(PFC)	現状排出なし
六フッ化硫黄(SF ₆)	庁舎等の変圧施設に設置されている電気機械器具の廃棄等

(2) 温室効果ガス排出状況

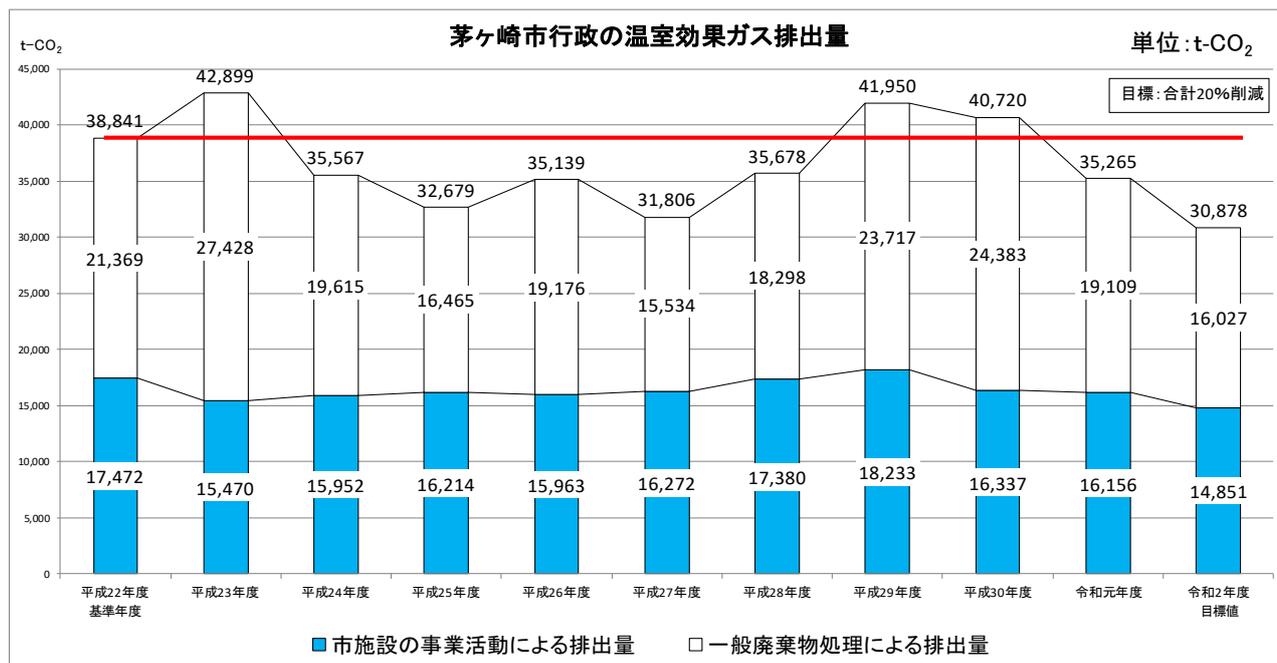
単位：t-CO₂

部門	基準年度									最新年度			目標値 令和2年度
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	基準年度比	前年度比	
市施設の事業活動による排出量	17,472	15,470	15,952	16,214	15,963	16,272	17,379	18,233	16,337	16,156	-7.5%	-1.1%	14,851
二酸化炭素(CO ₂)	17,456	15,455	15,938	16,200	15,949	16,258	17,362	18,219	16,323	16,142	-	-	-
メタン(CH ₄)	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	-	-	-
一酸化二窒素(N ₂ O)	12	11	11	11	11	10	14	11	11	10	-	-	-
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	-	-	-
一般廃棄物処理による排出量	21,369	27,428	19,615	16,465	19,176	15,534	18,298	23,717	24,383	19,109	-10.6%	-21.6%	16,027
二酸化炭素(CO ₂)	19,817	25,944	18,138	15,042	17,823	14,287	16,991	22,435	23,124	17,840	-	-	-
メタン(CH ₄)	316	264	320	297	254	168	214	204	196	188	-	-	-
一酸化二窒素(N ₂ O)	1,236	1,220	1,157	1,126	1,099	1,079	1,092	1,077	1,063	1,082	-	-	-
合計	38,841	42,898	35,567	32,679	35,139	31,806	35,677	41,950	40,720	35,265	-9.2%	-13.4%	30,878

注1：四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある。

注2：メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出量は、二酸化炭素排出量に換算している。

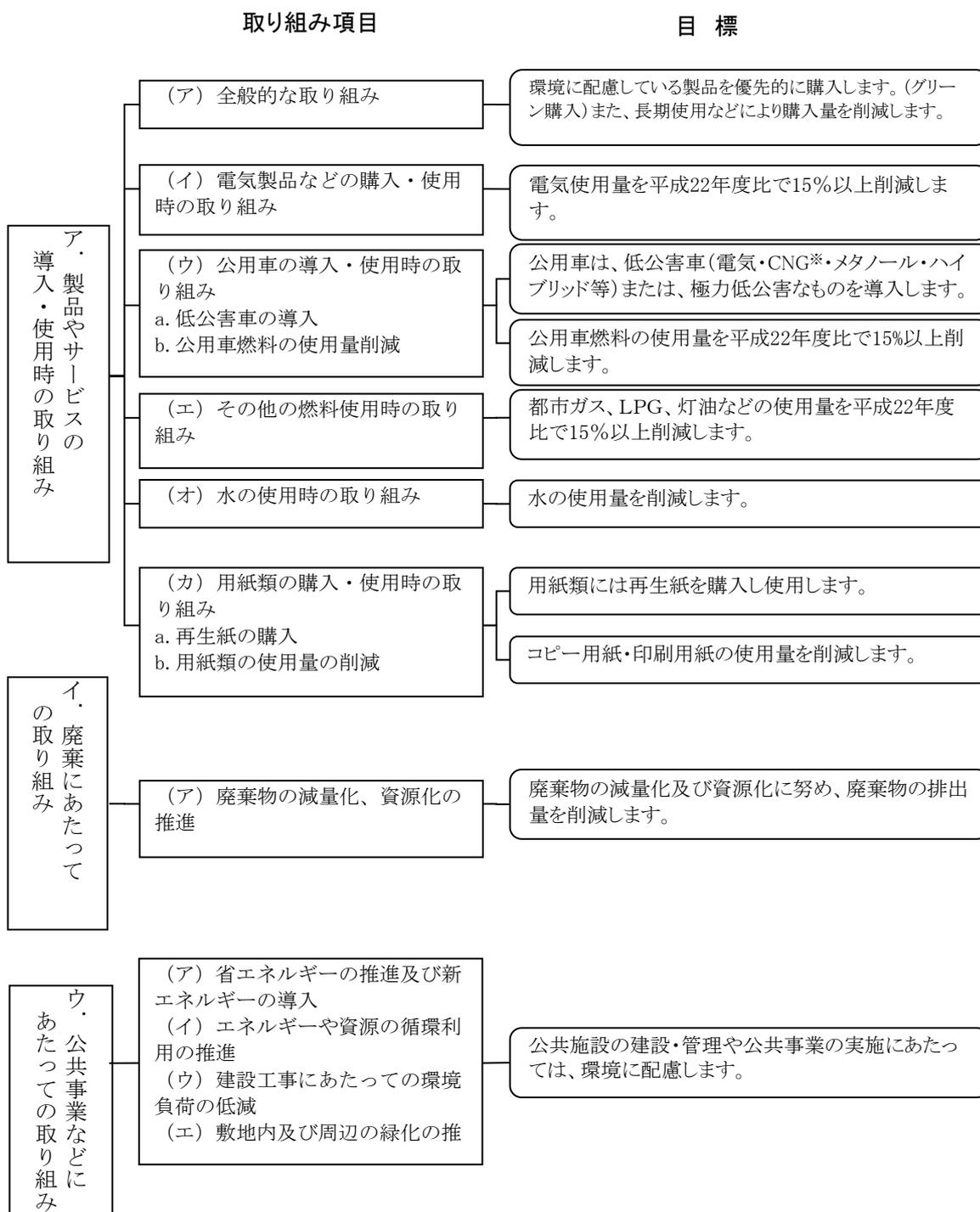
温室効果ガス排出状況の推移



令和元年度の排出状況の特徴

- ・一事業者としての本市の温室効果ガス(※)排出量は、基準年度と比べて約9.2%減少、平成30年度と比べて約13.4%の減少となりました。
- ・市施設の事業活動による温室効果ガス排出量は、基準年度と比べて約7.5%減少、平成30年度と比べて約1.1%の減少となりました。市民文化会館の耐震補強・改修工事が終了(平成30年10月)したことにより、平成30年度と比べて市民文化会館のエネルギー使用量が増加しましたが、福社会館の閉館や新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の休館などにより、温室効果ガス排出量は減少しました。
- ・一般廃棄物処理による温室効果ガス排出量は、基準年度と比べて約10.6%減、平成30年度と比べて約21.6%の減少となりました。減少した要因としては、平成30年度と比べてごみの組成分析(年4回実施)により算出される、一般廃棄物に含まれる廃プラスチック焼却量が減少(分別の効果)したことによるものと考えられます。
- ・温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、令和元年度と比べて市の施設による排出量は単純計算で約8.1%の削減を、一般廃棄物によるものは単純計算で約16.1%の削減をする必要があります。目標達成は厳しい状況ですが、引き続き温室効果ガス排出量削減の取り組みを推進します。

(3)取り組み体系図



(4) 各取り組みの実施状況について

ア 令和元年度の取り組みの実施状況

製品やサービスの導入・使用時の取り組み

●全般的な取り組み

・グリーン購入の推進

物品購入の際のグリーン購入を推進するため、「茅ヶ崎市グリーン購入ガイドライン(※)」の改定を行うとともに、改めて職員へグリーン購入の周知及び協力依頼を行いました。

●電気製品などの購入・使用時の取り組み

・電気使用量

電気の使用量は、21,419,949kWhで前年度と比べて約0.4%減少、基準年度と比べて約5.1%減少となりました。

【CO₂排出量では、前年度と比べて50t-CO₂減少、基準年度と比べて643t-CO₂減少】

・エネルギー使用量の公表

職員の省エネ意識向上・エネルギー使用量の管理強化を目的として、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System(通称 LAPSS)(※)」を導入の手続きを進め、エネルギー使用量の見える化を進めました。

●公用車の導入・使用時の取り組み

・公用車燃料使用量(ガソリン)

ガソリン使用量は、90,960リットルで前年度と比べて約4.9%減少、基準年度と比べて約10.5%増加となりました。

【CO₂排出量では、前年度と比べて11t-CO₂減少、基準年度と比べて20t-CO₂増加】

・公用車燃料使用量(軽油)

軽油使用量は、185,662リットルで前年度と比べて約0.8%減少、基準年度と比べて約0.5%増加となりました。

【CO₂排出量では、前年度と比べて4t-CO₂減少、基準年度と比べて2t-CO₂増加】

・職員向けエコドライブ講習の実施

職員のエコドライブ実践の推進のため、エコドライブ講習を実施しました(参加者数161名)。

●その他の燃料使用時の取り組み

・都市ガス使用量

都市ガス使用量は、1,095,864m³で前年度と比べて約1.2%減少、基準年度と比べて約2.4%減少となりました。

【CO₂排出量では、前年度と比べて30t-CO₂減少、基準年度と比べて59t-CO₂減少】

・LPG使用量

LPG使用量は、68,267m³で前年度と比べて約2.5%減少、基準年度と比べて約5.5%減少となりました。

【CO₂排出量では、前年度と比べて10t-CO₂減少、基準年度と比べて24t-CO₂減少】

●用紙類の購入・使用時の取り組み

・会議開催基準の見直し

環境調整会議の開催にあたり、定例的議題は幹事会を開催せず調整会議のみ開催することとし、会議で配布する紙資料の削減及び会議開催時のエネルギー使用量の削減に取り組みました。

【会議開催数 平成28年度:幹事会5回・環境調整会議5回、平成29年度:幹事会1回・環境調整会議3回、平成30年度:幹事会1回、環境調整会議4回、令和元年度:環境調整会議1回】

※上記各エネルギー使用量の詳細は、資料編53ページ表3に記載しています。

※37～38ページに記載している各CO₂排出量の算出にあたっては、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」巻末の資料11に記載してある係数を用いて計算しています(電気使用量:0.561kg-CO₂/kWh、都市ガス:2.23kg-CO₂/m³、LPG:3.00kg-CO₂/kg)。

廃棄にあたっての取り組み

・職員向けの研修及び外部監査の実施

令和元年度のC-EMS(※)職員研修(参加人数:73名)で、資源循環課の職員が庁舎等におけるごみの適正処理について説明を行いました。また、C-EMS外部監査(参加人数:80名)では、施設での資源の再利用の取り組み等を確認し、結果をホームページで公表しました。

・職員のレジ袋辞退の取り組みの推進

職員が率先してプラスチックごみ削減に取り組むため、コンビニエンスストアを利用する際には、レジ袋を辞退するとともにマイバック持参の徹底を呼びかけました。

公共事業にあたっての取り組み

●省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入

・防災上有効な拠点となる中央公園の管理棟建替に伴い太陽光発電設備(5.6kW)を導入し、災害時の諸活動の拠点機能を確保しました。



中央公園管理棟の太陽光発電設備

- ・市内公共施設11施設において、274灯のLED照明を導入しました。
- ・市内小学校(2校)において、166台のLED照明を導入しました。
- ・市内小学校(18校)において、454台の高効率空調室外機を導入しました。

●指定管理者制度導入施設を対象としたエコ管理賞を実施

市の施設を管理する指定管理者の環境に配慮した取り組みを表彰する「エコ管理賞」を実施しました。表彰の対象となった主な施設とその取り組みは次のとおりです。

【(株)東京アスレチッククラブ(屋内温水プール指定管理者)】

取組: 駐車場ポイントカード制等による駐車場混雑緩和、強制シャワー稼働時間半減による節水

【茅ヶ崎スマートウエルネスパーク(株)(柳島スポーツ公園指定管理者)】

取組: 環境に配慮した施設運営(プラスチックストロー提供廃止、公園内照明の全LED化など)

【認定NPO 法人サポートちがさき(茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者)】

取組: 市民への環境に関する様々なイベントの開催、蓄電池の設置による夜間電力削減など

●職員を対象としたエコオフィス賞を実施

「職員提案制度」の「実績表彰」で、「事務物品の一元化と見える化の取組」が提案賞を受賞しました。

取組: ムダな事務物品の購入防止のため、各職員のデスク内の収納スペースで抱えている事務物品を見直し、余分なものは課内の1か所に一元管理する。



ポイントカード



竹製ストロー



蓄電池



事務物品の一元化

●エネルギーや資源の循環利用の推進

・環境事業センターにおいて、ごみ焼却施設で発生した蒸気を利用し、最大3,000kW発電することでセンターの電力を賄うとともに、余剰電力は売電しました。令和元年度は、20,950,815kWh発電し、このうち売電量は12,840,065kWh、センター内での消費電力量は8,111,075kWhとなり、そのCO₂削減効果は約4,550t-CO₂(★)となりました。

(★)【市施設の省エネルギー効果(CO₂削減量)】センター内での消費電力量×CO₂排出係数(0.561kg-CO₂/kWh)

・区域施策編では、バイオマス発電に分類される環境事業センターでの発電量をエネルギー供給によるCO₂削減効果として計上しています。一方で事務事業編では、市施設での省エネ効果の観点からセンター内で消費した発電量をCO₂削減効果として計上しています。

・CO₂排出係数に関しては、区域施策編では0.384kg-CO₂/kWh(平成21年度の排出係数)を使用し、事務事業編では0.561kg-CO₂/kWh(平成22年度の排出係数)を使用しています。それぞれ基準年度及び排出係数が異なるため、CO₂削減効果も異なります。

●敷地内及び周辺の緑化の推進

・鶴嶺公民館、柳島記念館及び市民活動サポートセンターなどで夏季の節電に有効なみどりのカーテン(※)に取り組みました。

(4) 各取り組みの実施状況について

イ 茅ヶ崎市行政の取り組みに対する温暖化対策推進協議会・環境審議会指摘事項

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

温暖化対策推進協議会指摘事項

茅ヶ崎市の自治体としての努力が表現されている。地道な努力の継続はもちろん、市内施設の温暖化に関係する情報を集め、それを公表している点が評価に値する。表現内容はわかりやすく、温暖化防止にむけて事業が推進されていることがわかる情報の示し方が良い。今後も、さらなる「見える化」の推進につながるよう、工夫を続けてほしい。

ただし、地道な取り組み成果の公開とともに、取り組み例も記載すれば、施策報告としてさらに充実するだろう。これらは、市民向けのアイデア発信にもつながり、模範的な活動例を示すことになるからだ。そこで、市民にもわかりやすい取り組みの具体例として紹介し、温暖化防止の諸活動がいつそう活発化することを期待する。

もう一点重要なのは、評価や結果の記録と、報告書への記載方法の検討である。庁内全体(全域)の数値を把握するだけでなく、個別施設の状況も記載すれば、厚みのある情報が収集できるはずである。



協議会指摘事項に対する市の対応

令和2年度中に対応・実施しているもの

- ・「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の改訂にあわせ、省エネを推進する体制を強化するため、C-EMSの見直しを実施します。さらに施設のエネルギー使用量を削減するため、施設の省エネ運用マニュアルを作成します。
- ・地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System(通称 LAPSS)」を導入し、施設のエネルギー使用量の見える化を図り、職員の省エネ意識を高めていきます。
- ・経済産業省の「省エネ法定報告書情報提供システム」を活用し、市の省エネの取り組みを他自治体と比較するとともに、同業者他者が実践している取組みを今後の参考とします。
- ・近隣自治体の施策等を参考にし、温室効果ガス削減に努めます。

■ 令和2年度の環境審議会指摘事項

取り組みの実施状況に対する審議会指摘事項

自治体として行うべき必要かつ十分な目標が計画され、外部評価の手法も交え、望ましい対策の実施、好循環の評価サイクルが続けられている。市施設の事業活動による温室効果ガス排出量は、基準年度と比べて約7.5%減少、前年度と比べて約1.1%の減少となっており、評価に値する。新型コロナウイルス感染症(COVID19)の感染拡大防止に伴う市民の外出自粛及び施設の休館等の影響は今後も想定されるため、その評価手法にはさらなる検討を加えてほしい。

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム(LAPSS)の導入は、「エネルギー使用量の管理強化」以外にも、「地方公共団体実行計画(事務事業編)に係るPDCAの効率化」、「省エネ法等の関連する法制度の温室効果ガス算出に係る作業負担の軽減」、「温室効果ガス及びCO₂排出量の早期の算出・見える化」が可能となる等のメリットが多々挙げられることから、高く評価できる。

今後も、公共施設の断熱改修など、必要に応じた省エネ改修や設備の導入を検討し、さらなる省エネルギー化に努めることが必要だろう。

「グリーン購入の推進」は省エネ・省資源に有効である。そこで、市の事業のみならず、市民への「グリーン購入」及び事業者への「グリーン調達」の普及・啓発に取り組んでほしい。この姿勢が、自治体の積極性を市民や事業者に示すことであり、ますます、気候変動対応型の地域社会の構築に良好な影響を与え続けてほしい。

3 資料編

(1) データ集

表1 温室効果ガス排出状況(排出係数変動版)で使用する排出係数【本編5ページ】

	kg-CO ₂ /kWh										
年度	2	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
係数	0.382	0.384	0.375	0.464	0.525	0.531	0.505	0.500	0.486	0.475	0.468

※21年度以降、上表の係数は環境省が発表している電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)の東京電力エナジーパートナー(株)(平成26年度以前は東京電力(株))の実排出係数を引用しています。

図1 意識調査の回答数と「省エネを実践している」と回答した市民・事業者の割合(年度別)
【本編16,22ページ】

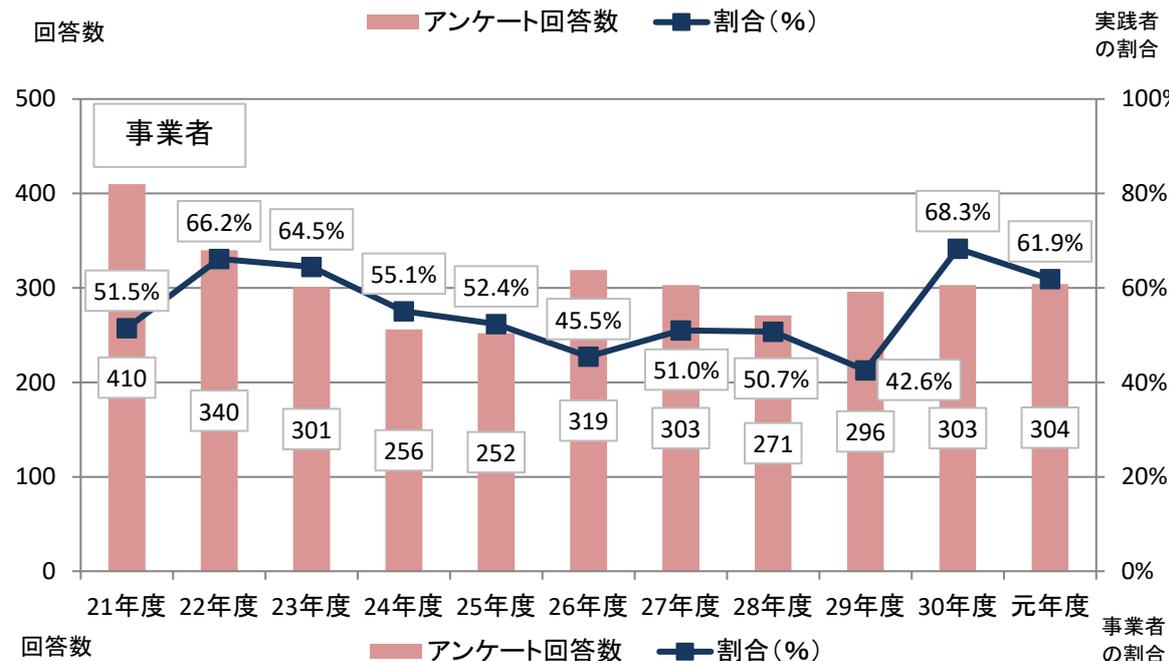
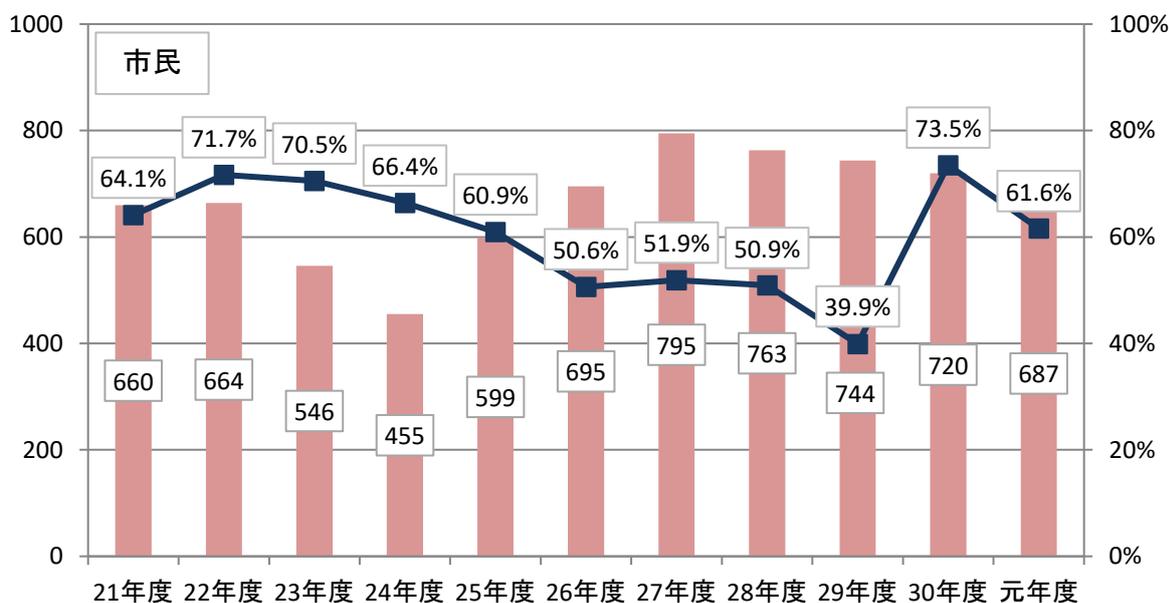
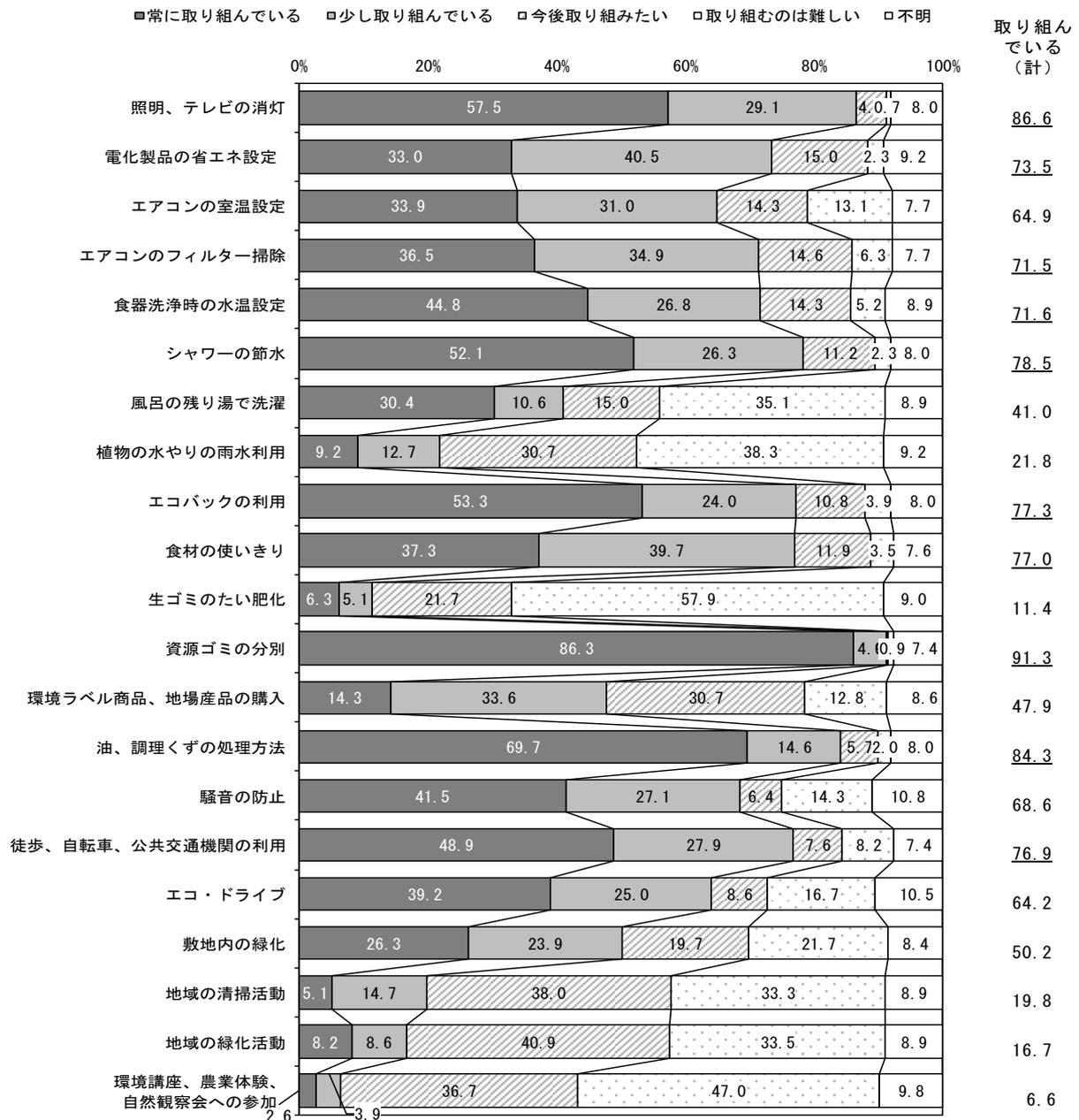


図2 日常の環境配慮行動及び取り組むのが難しい理由(市民意識調査から抜粋)【本編17ページ】



【取り組むのは難しい理由】

- 手間がかかる
- コストがかかる
- 効果がわからない
- 生活の快適さが損なわれる
- 忘れてしまう
- 特に理由はない
- 自分には該当しない
- 不明

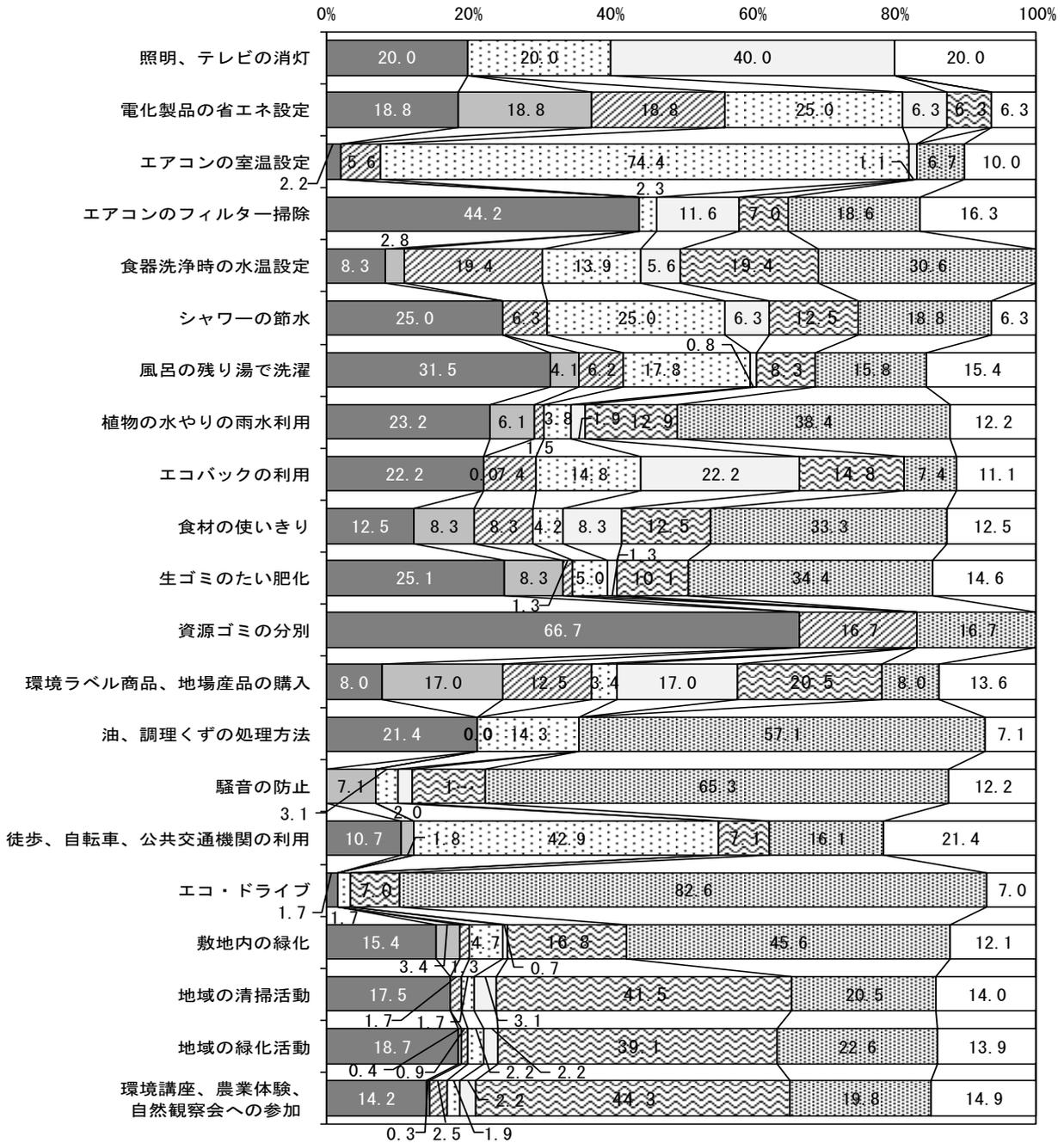
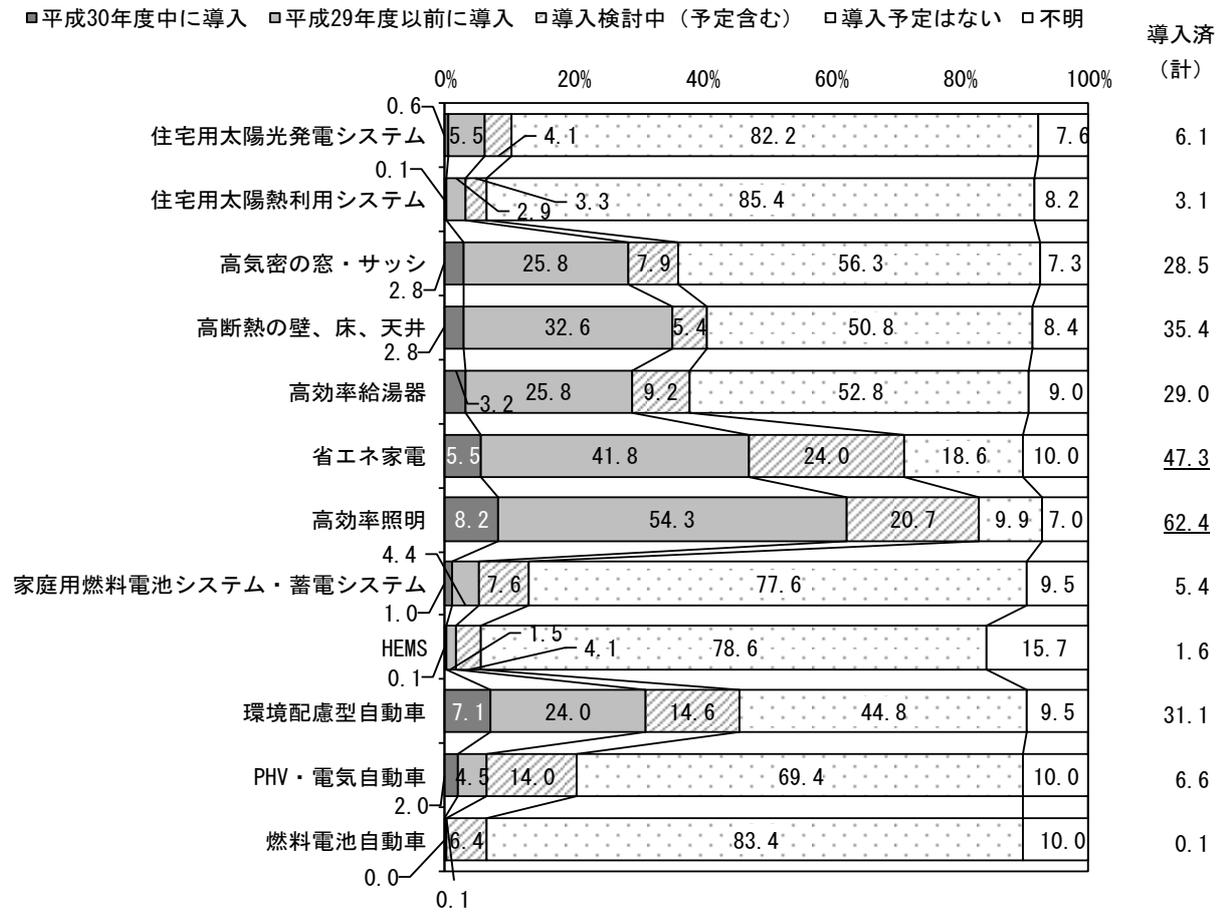


図3 省エネ設備・機器導入状況及び導入予定がない理由(市民意識調査より抜粋)
【本編17ページ】



【導入予定がない理由】

- 初期コストがかかる
- 買い替えの時に検討する予定
- 地球温暖化問題に関心がない
- その他
- 省エネ効果が分からない
- 借家や集合住宅のため設置できない
- 該当しない
- 不明

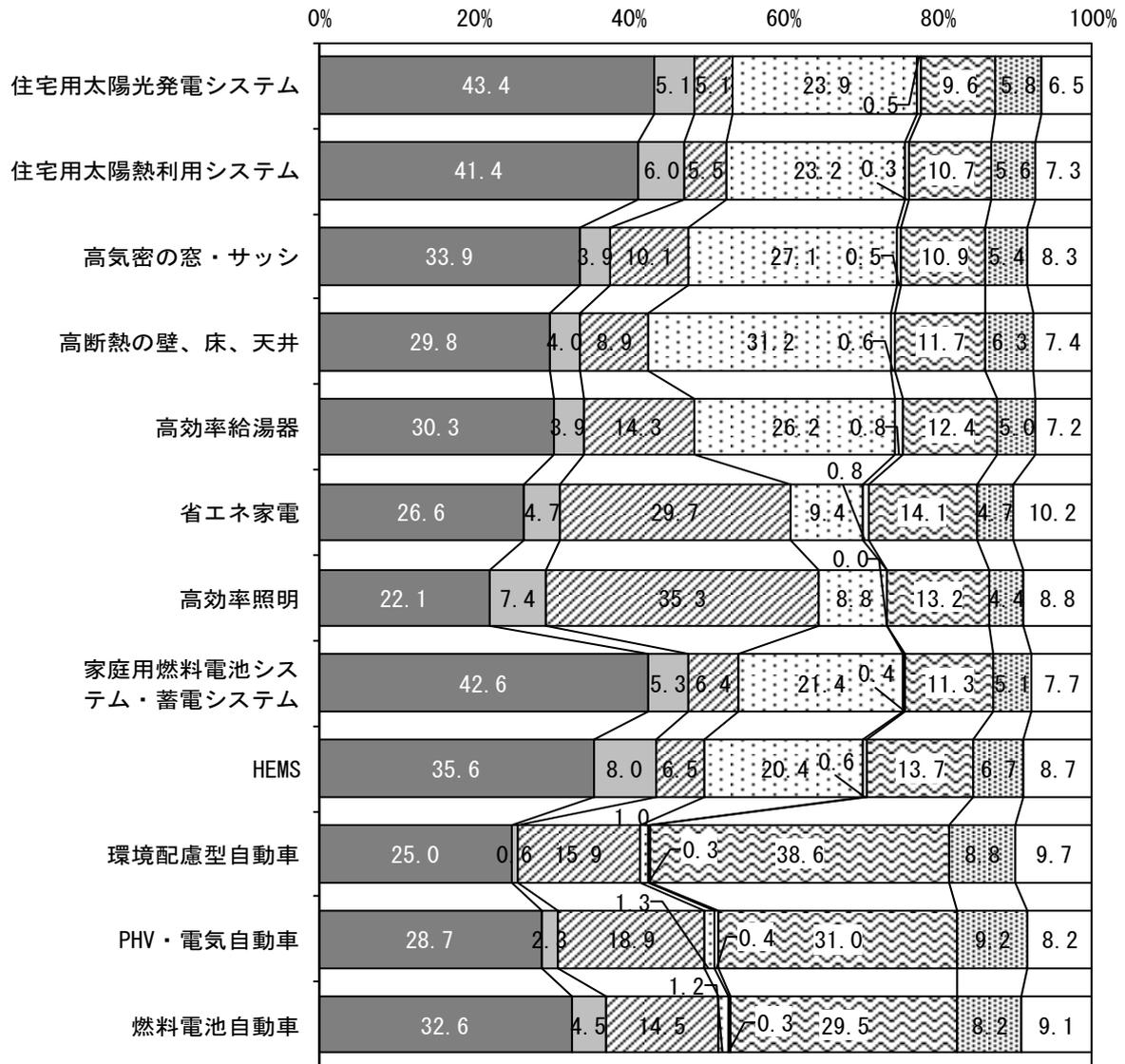
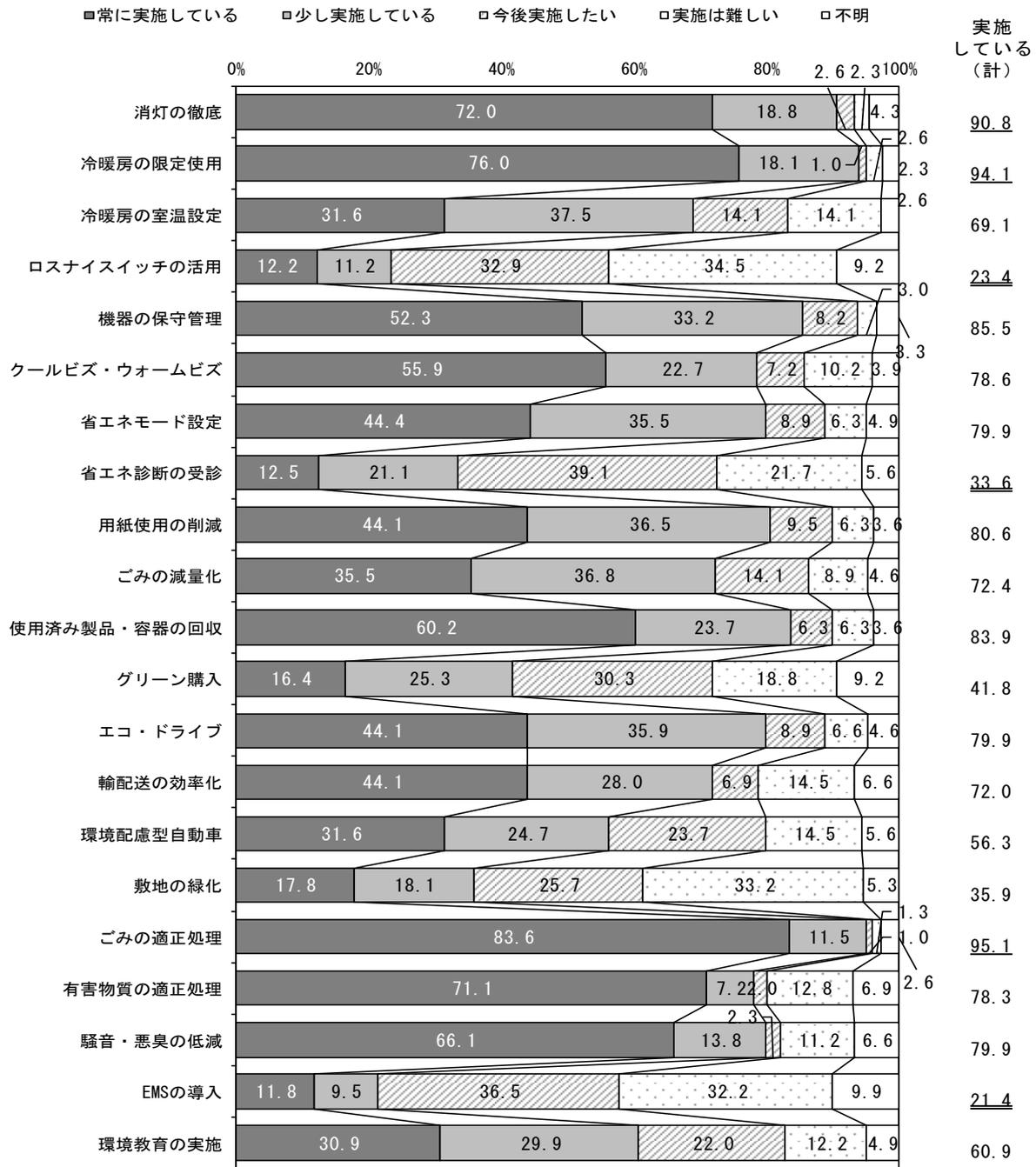


図4 日常の環境配慮行動及び取り組むのが難しい理由(事業者意識調査から抜粋)
【本編22ページ】



【実施が難しい理由】

- 手間がかかる
- コストがかかる
- 人材が不足している
- 効果がわからない
- 事業活動に影響を及ぼす
- 自社物件ではないため
- 特に理由はない
- 自社には該当しない
- 不明

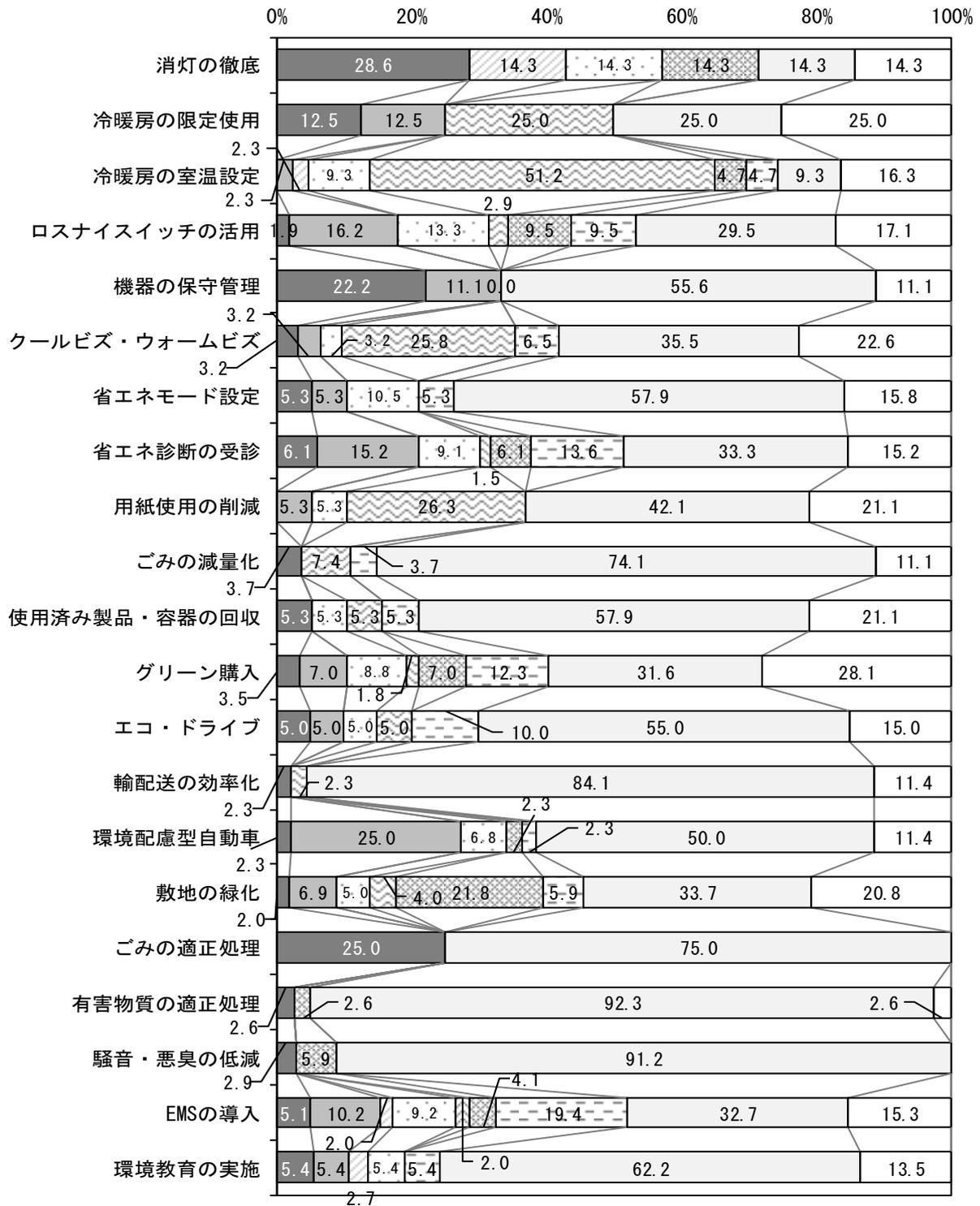
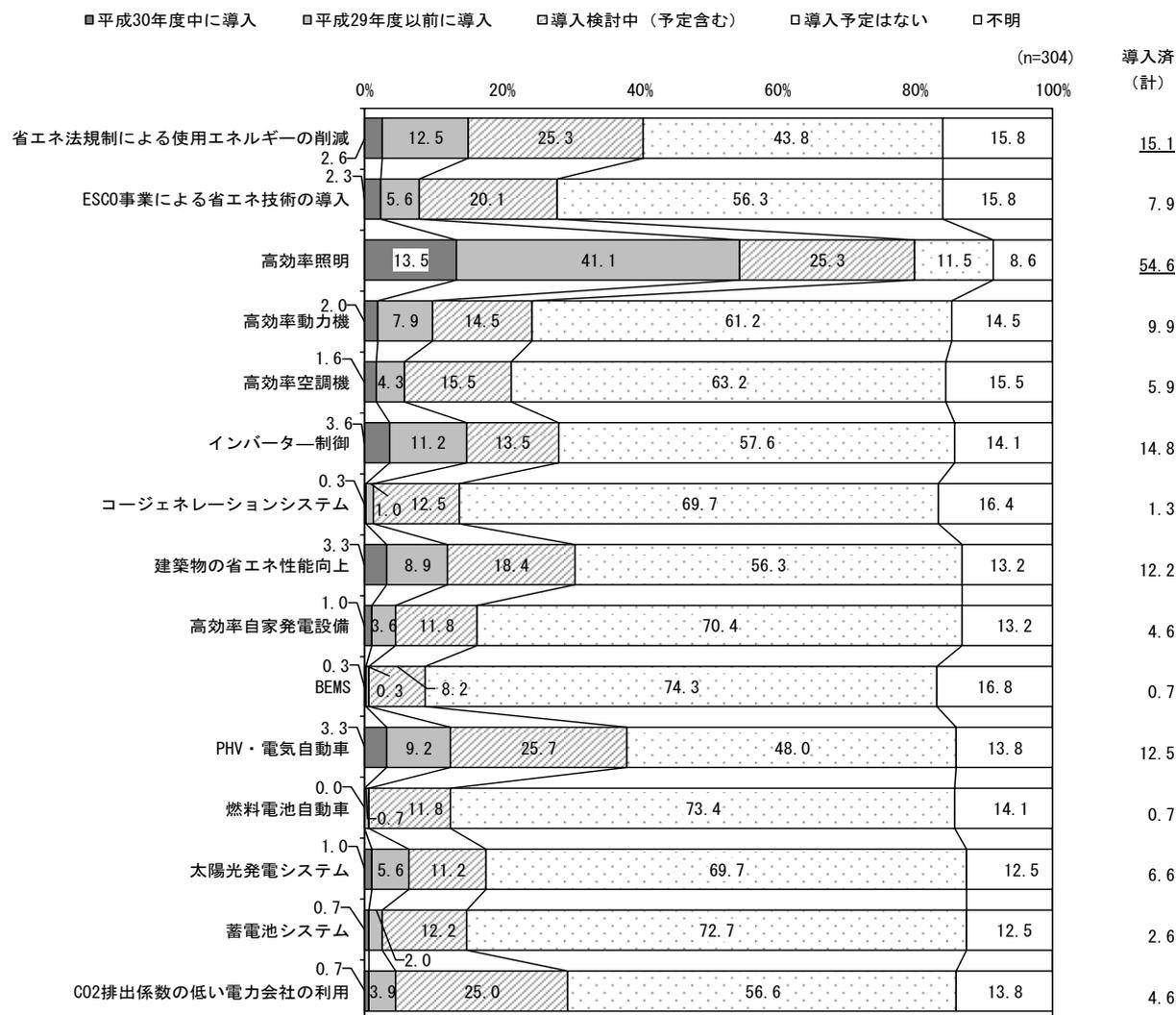


図5 省エネ設備・機器導入状況及び導入予定がない理由(事業者意識調査より抜粋)
【本編22ページ】



【導入予定がない理由】

- 初期コストがかかる
- 費用対効果の高い設備機器が分からない
- 機器等の買い替えの時に検討する予定
- その他
- 導入を検討する人員が不足している
- 導入に伴う工事で事業活動に支障が生じる
- 省エネルギーに関心がない
- 不明
- 相談窓口がわからない
- 自社物件ではないため設置が困難
- 自社には該当しない

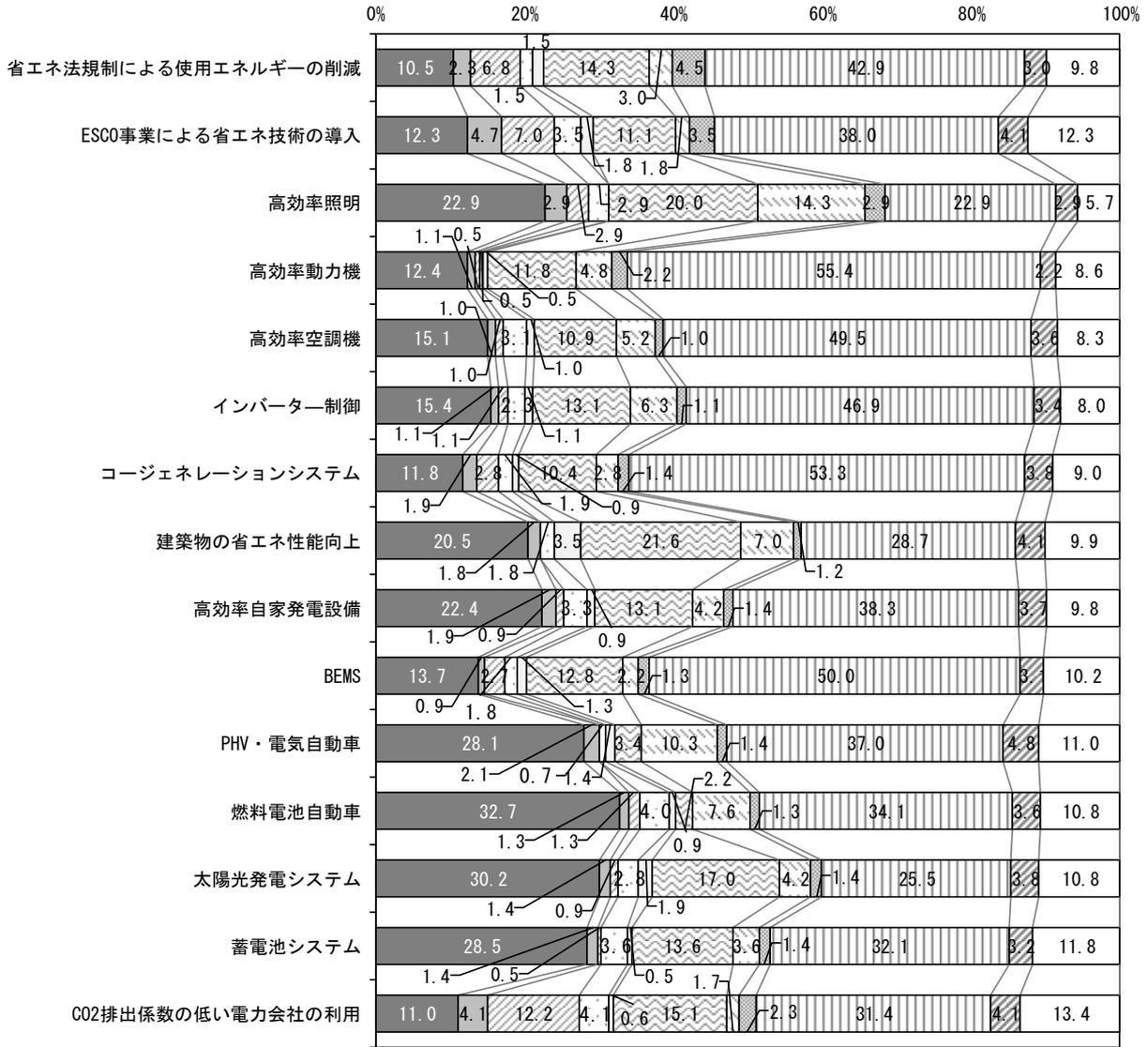


図6 環境活動に対する考え方(事業者意識調査より抜粋)【本編23ページ】

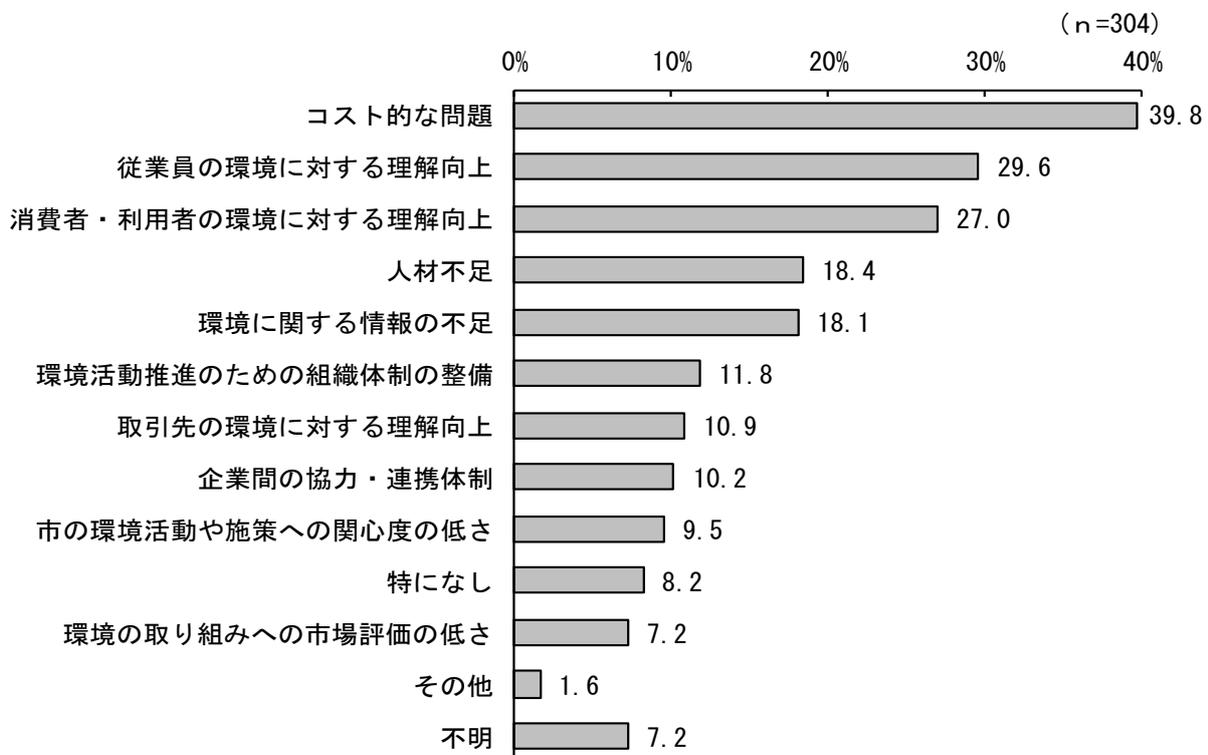
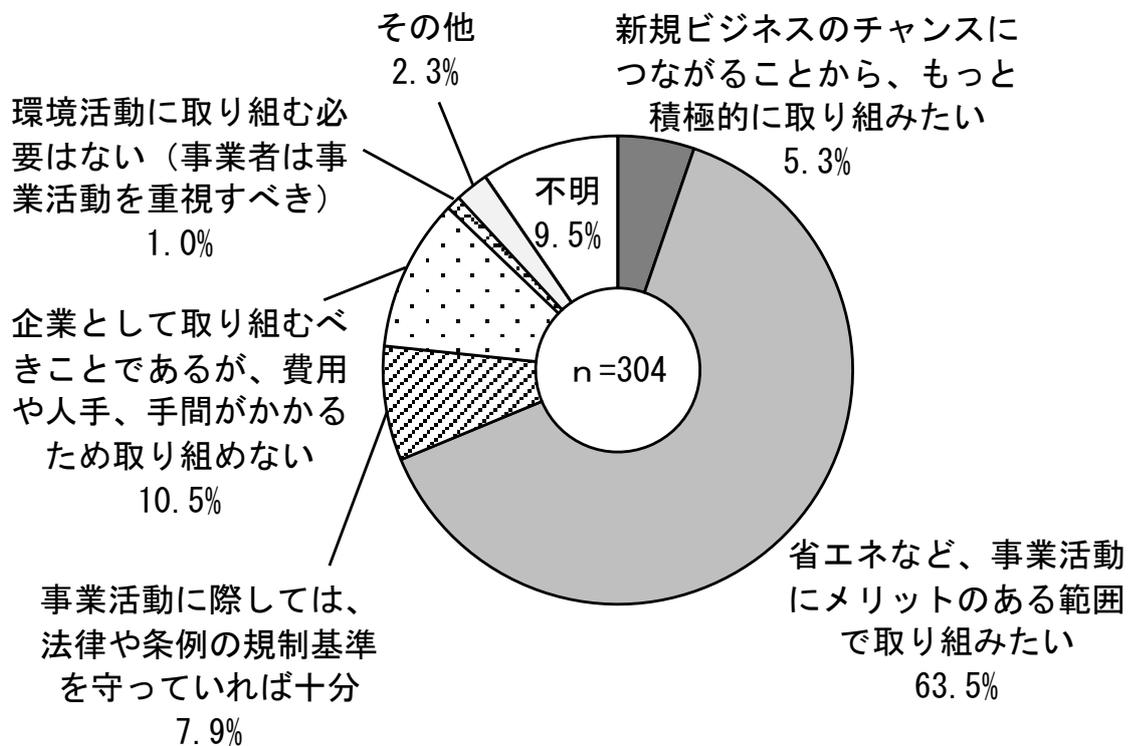


表2 太陽光発電設備普及啓発基金の積立状況【本編25ページ】

(単位:円)

年度	サポートセンター 売電収入	こどもセンター 売電収入	寄附金	マッチングギフト (※)	利子	合計
23	247,344	257,424	0	0	0	504,768
24	237,552	278,832	10,500	526,884	151	1,053,919
25	282,048	312,720	6,600	601,368	467	1,203,203
26	285,936	298,896	5,000	589,832	8,285	1,187,949
27	278,208	289,440	153,365	721,013	995	1,443,021
28	245,712	234,720	187,107	667,539	7,010	1,342,088
29	249,264	279,072	196,832	725,168	8,081	1,458,417
30	276,144	287,184	1,303,230	1,866,558	1,638	3,734,754
元	249,744	255,936	263,110	768,790	1,789	1,539,369
合計	2,351,952	2,494,224	2,125,744	6,467,152	28,416	13,467,488

表3 行政の取り組み(事務事業編)におけるエネルギー使用量の推移【本編40ページ】

電気使用量 (kWh)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	構成比	基準 年度比 増減量	基準 年度比 増減率	前年度比 増減量	前年度比 増減率
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		増減量	増減率	増減量	増減率
総計	22,565,796	18,928,807	19,840,317	20,318,994	20,123,254	20,798,448	22,820,533	24,821,383	21,508,767	21,419,949	100%	-1,145,847	-5%	-88,818	0%
市長部局総計	16,667,073	13,964,662	14,386,793	14,737,029	14,472,164	15,108,463	16,958,946	18,752,749	15,253,466	15,012,401	70%	-1,654,672	-10%	-241,065	-2%
庁舎	2,556,240	1,981,776	1,997,712	2,061,144	2,019,098	2,176,292	2,546,337	2,415,308	2,209,726	2,081,790	10%	-474,450	-19%	-127,936	-6%
市立病院	6,134,488	5,185,752	5,064,239	4,999,682	5,063,142	5,162,830	5,462,958	5,280,883	5,289,104	5,075,908	24%	-1,058,580	-17%	-213,196	-4%
消防施設	600,310	498,178	479,148	479,314	468,824	470,500	324,370	395,926	356,960	354,471	2%	-245,839	-41%	-2,489	-1%
ごみ処理施設	696,385	554,466	596,553	896,933	559,505	905,783	1,871,213	4,546,832	543,256	627,054	3%	-69,331	-10%	83,798	15%
その他施設	6,679,650	5,744,490	6,249,141	6,299,956	6,361,595	6,393,058	6,754,068	6,113,800	6,854,420	6,873,178	32%	193,528	3%	18,758	0%
教育委員会総計	5,898,723	4,964,145	5,453,524	5,581,965	5,651,090	5,689,985	5,861,587	6,068,634	6,255,301	6,407,548	30%	508,825	9%	152,247	2%
小中学校	4,846,570	4,100,677	4,516,843	4,665,410	4,760,013	4,842,454	5,015,354	5,229,585	5,480,374	5,596,111	26%	749,541	15%	115,737	2%
その他教育施設	1,052,153	863,468	936,681	916,555	891,077	847,531	846,233	839,049	774,927	811,437	4%	-240,716	-23%	36,510	5%
都市ガス使用量 (m3)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	構成比	基準 年度比 増減量	基準 年度比 増減率	前年度比 増減量	前年度比 増減率
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	増減量		増減率	増減量	増減率	
総計	1,122,472	1,099,620	1,089,775	1,067,093	1,038,646	1,081,514	1,090,758	1,097,935	1,109,403	1,095,864	100%	-26,608	-2%	-13,539	-1%
市長部局総計	964,970	960,058	947,133	927,065	902,670	953,169	956,713	952,075	976,042	965,013	88%	43	0%	-11,029	-1%
庁舎	8,920	8,473	8,340	7,675	6,764	26,301	53,568	46,180	77,406	78,027	7%	69,107	775%	621	1%
市立病院	761,606	758,063	737,391	711,535	689,384	692,519	685,850	687,210	697,011	691,236	63%	-70,370	-9%	-5,775	-1%
消防施設	4,748	4,978	5,281	4,855	5,074	5,025	5,011	4,568	4,425	4,344	0%	-404	-9%	-81	-2%
ごみ処理施設	39,667	47,293	50,695	46,442	40,385	47,421	69,070	62,124	58,839	46,981	4%	7,314	18%	-11,858	-20%
その他施設	150,029	141,251	145,426	156,558	161,063	181,903	143,214	151,993	138,361	144,425	13%	-5,604	-4%	6,064	4%
教育委員会総計	157,502	139,562	142,642	140,028	135,976	128,345	134,045	145,860	133,361	130,851	12%	-26,651	-17%	-2,510	-2%
小中学校	98,174	89,660	90,014	89,892	91,218	86,352	85,066	92,187	83,726	91,459	8%	-6,715	-7%	7,733	9%
その他教育施設	59,328	49,902	52,628	50,136	44,758	41,993	48,979	53,673	49,635	39,392	4%	-19,936	-34%	-10,243	-21%
LPG使用量 (m3)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	構成比	基準 年度比 増減量	基準 年度比 増減率	前年度比 増減量	前年度比 増減率
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	増減量		増減率	増減量	増減率	
総計	72,223	68,020	74,075	70,672	74,766	69,689	72,830	73,370	70,014	68,267	100%	-3,956	-5%	-1,747	-2%
市長部局総計	8,769	8,289	10,784	9,927	10,591	8,862	12,912	9,169	8,452	7,684	11%	-1,085	-12%	-768	-9%
庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	-	0	-
市立病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	-	0	-
消防施設	3,108	3,091	3,313	3,423	3,371	3,266	3,268	3,274	2,471	2,658	4%	-450	-14%	187	8%
ごみ処理施設	113	103	110	1,138	107	109	107	110	111	109	0%	-4	-4%	-2	-2%
その他施設	5,548	5,095	7,361	5,366	7,113	5,487	9,537	5,785	5,870	4,917	7%	-631	-11%	-953	-16%
教育委員会総計	63,454	59,731	63,291	60,745	64,175	60,826	59,918	64,201	61,562	60,583	89%	-2,871	-5%	-979	-2%
小中学校	61,476	57,707	61,253	58,670	62,193	59,063	58,372	63,005	60,349	60,425	89%	-1,051	-2%	76	0%
その他教育施設	1,978	2,024	2,038	2,075	1,982	1,763	1,546	1,196	1,213	158	0%	-1,820	-92%	-1,055	-87%

図7 人口と世帯の推移(国勢調査に基づく)(茅ヶ崎市統計年報より抜粋)

区分	世帯	人口
平成25年	96,399	237,065
26年	97,479	237,826
27年	97,951	239,348
28年	99,112	240,046
29年	100,278	240,618
30年	101,862	242,003
令和元年	102,867	241,887

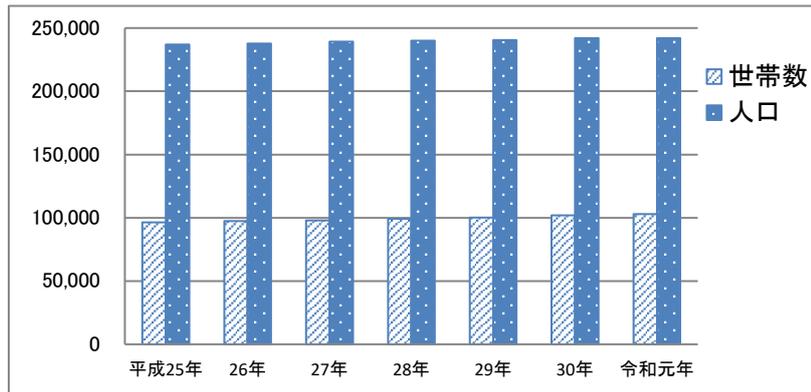
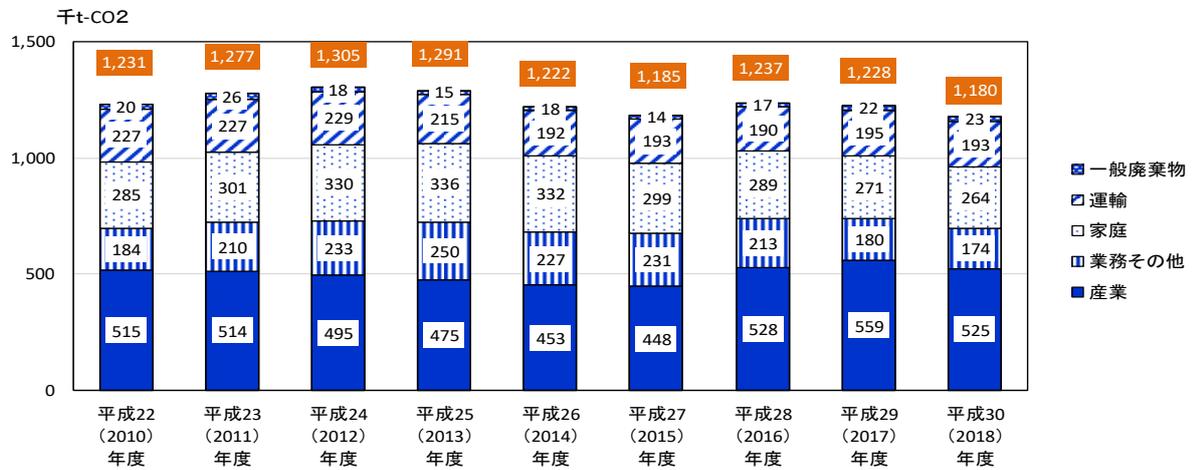


図8 参考 市域の温室効果ガス排出量

出典: 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編に基づき算出



(2) 用語集

【あ行】

CNG(圧縮天然ガス)

《Compressed Natural Gas》

自動車燃料として使用するため最高圧力 20MPa に加圧された天然ガス。石油系燃料と比べて CO₂ の排出量が比較的少なくクリーンなエネルギーです。

エコ事業者

茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」において、事業活動の中で環境に配慮した活動に積極的に取り組むことを宣言していただける事業者(事務所、工場、店舗、病院、学校など)のことです。

エコ事業者認定証

エコ事業者として認定した事業者に交付しているステッカータイプの認定証です。また、同じデザインのデータを「ちがさきエコネット」からダウンロードすることができます。事業者のホームページや名刺などに利用することができます。

エコひろば

「ちがさきエコネット」のコンテンツの一つ。

「ちがさきエコファミリー」「エコ事業者」同士が相互に情報を共有できるようにすることを目的として、自由に投稿できる電子掲示板のことです。

エコワット

家電製品につなぐだけで、家電製品の電気使用量、電気料金、二酸化炭素排出量を表示できる機器のことです。

LED 照明

従来の電球に比べ電力使用量が少なく、寿命が長い照明のことです。白熱電球と比べると電力使用量は約 8 割削減、寿命は約 40 倍です。また、蛍光灯と比べると電力使用量は約 2 割削減、寿命は約 7 倍です。

援農ボランティア制度

農作物の栽培技術を習得しながら健康づくりをしたい方へ農業従事者の不足を感じている農家でのお手伝いを通じて余暇の充実を図る制度のことです。

温室効果ガス

赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。大気中に存在すると温室効果をもたらすのでこの呼び名があります。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射します。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果をもたらされます。

温暖化対策推進協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議する市の附属機関です。

【か行】

カーボンオフセット

人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業(排出権購入)による削減活動によって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称です。

環境家計簿

「ちがさきエコネット」のコンテンツの一つ。

エコファミリーが電気、ガス、水道などの毎月の使用量や金額を入力するとグラフが作成されます。これにより毎月のエネルギー使用量や利用金額の確認や、前年度の使用状況との比較が容易にできるため、省エネの目標が立てやすくなります。

環境価値

電気そのものの価値に加え、二酸化炭素の排出を削減するという価値。太陽光や風力などの自然エネルギーによる電気は、電気そのものの価値に加え、CO₂排出を削減するという「環境価値」を持っているとみなされます。

グリーン購入ガイドライン

購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点を、製品ごとにリストアップしたものです。市役所で職員が物品を購入する際に参考としています。

グリーンバンク制度

不要になった樹苗樹木を市が受け取り、堤樹木センターで公開し必要な方へ引き渡す制度のことで、

コージェネレーションシステム

発電とともに発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムのことで、総合熱効率の向上を図ることができます。

固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定期間中は同じ価格で買い取ることを国が約束する制度のことで、平成 24 年 7 月から開始されました。

コンポスト

有機物を微生物の働きで分解させて堆肥にする処理方法、またはその堆肥のことで、有機物としては主に生ごみ、下水や浄化槽の汚泥、家畜の糞尿、農産物廃棄物などが使われます。

【さ行】

省エネナビ

家庭全体の電気使用量、電気料金、二酸化炭素排出量を表示する機器のことで、

省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査

地球温暖化対策実行計画に基づく施策を効果的に実行するため、無作為に抽出した満 20 歳以上の市民の方 2,000 人及び市内の事業者 1,000 社を対象として、地球温暖化防止及び省エネルギーに関する取り組み状況を調査する目的で行うアンケートのことで、

湘南エコウェーブ

茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の 2 市 1 町が連携して環境活動に取り組むプロジェクトのことで、未来を担う子どもたちに湘南の豊かな環境を伝えようと地球温暖化防止を目的に様々な活動をしています。

スクールエコアクション

学校版環境マネジメントシステムのことで、学校において、児童・生徒等が環境に配慮した生活様式を習得できるように、学校自らの環境活動の方針や目標等を設定し、その達成を目指して継続的に活動に取り組んでいくシステムや取り組みのことで、

【た行】

太陽熱利用設備

太陽からの熱エネルギーを使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのことで、

ちがさきエコネット

市民・事業者が地球温暖化対策に関する必要な情報を簡単に取り出し、相互に意見交換ができ、多くの市民・事業者の参加を促すことができる地球温暖化対策に関するポータルサイトのことで、

ちがさきエコファミリー

茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」において、環境にやさしい行動を心がけることを宣言し、節電・節水などの省エネルギーに取り組ん

でいただけるご家庭のことです。

茅ヶ崎おひさまクレジット

平成 25 年 4 月 1 日以降に茅ヶ崎市内に設置された住宅用太陽光発電システムによる CO₂削減量を「環境価値」として取りまとめ、国の地球温暖化対策「J-クレジット制度」を活用して得た収入を事業の参加者へ還元する事業です。

ちがさき環境フェア

環境フェアは、大人から子供まで楽しみながら未来の暮らしと地球環境のために自分でできることが発見できるイベントです。

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム

「Local Action Plan Supporting System(通称 LAPSS)」

環境省が提供する地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定及び温室効果ガス総排出量の算定・管理を円滑に運用するための支援システムです。

C-EMS(チームス)

茅ヶ崎市環境マネジメントシステム。全職員・全庁各所(施設)を対象とし、事業者としての本市の本計画に係る取り組み及び環境法令遵守に係る取り組みを進めるための仕組みのことです。

庁内イントラネット

職員が自由に閲覧できる庁内共通の電子掲示板のことです。

【な行】

生ごみ処理機

手動式と電動式があり、微生物等により生ごみを堆肥に変えます。生ごみ処理容器より高価ですが、微生物の働きを活性化させるなどの機能が充実しています。

【は行】

HEMS(ヘムス)

《home energy management system》家庭のエネルギーを効率よくコントロールするシステム。電力の使用を効率化でき、節電や二酸化炭素削減に役立ちます。

BEMS(ベムス)

《building energy management system》省エネと快適性を実現させることを目的としたビル内の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA 機器等の電力使用量のモニターや制御を行うためのシステム。電力使用量を可視化し、適切に制御することが可能となり省エネを実現できます。

保存樹木

茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第 16 条第 1 項に基づき、みどり豊かなまちづくりの推進に向けて、樹木の所有者に対し保全費の助成を行うものです。

(指定条件)

①地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上であること。②高さが 15m 以上であること。③株立した樹木で幹周が 3m 以上であること。④はん登性樹木で枝葉の面積が 30 m²以上であること。⑤高さ 10m 以上または幹回り 1m 以上の 3 本以上の樹木の集団で、樹木の集団を形成する主たる樹木から直径 5m 以内の樹木であること。

保存樹林

茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第 16 条第 1 項に基づき、みどり豊かなまちづくりの推進に向けて、樹林の所有者に対し保全費の助成を行うものです。

(指定条件)

①都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 5 条の規定による都市計画区域内に存し、かつ都市計画法第 7 条の規定による市街化区域内に存する樹林であること。

と。②樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれている樹林であること。③樹林の面積が一体で 300 m²以上であること。④茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等が所有していない樹林であること。

【ま行】

マッチングギフト

太陽光発電設備普及啓発基金への積立の際、売電収入及び寄附金の合計額と同じ額を市の資金から積立てることとしており、この資金のことを指します。

みどりのカーテン

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったものを「緑のカーテン」といいます。自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策です。

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画
年次報告書 令和2年度版（素案）に対する答申

令和3年3月26日

茅ヶ崎市環境審議会

はじめに

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画における「年次報告書 令和 2 年度版」にたいし、今回ははじめて、環境審議会から答申をまとめました。温暖化対策推進協議会が環境審議会へと統合された本年、同審議会の「温暖化分科会」が評価を担うことになったのです。

この統合により、分科会ではより慎重な、いっそう深みのある議論ができたと思います。つまり、環境審議会温暖化防止領域の評価をしたメンバーが、地球温暖化対策実行計画の令和 2 年度版評価も担当したからです。環境基本計画への評価の後に、温暖化対策に特化した実行計画への提言を検討することで、茅ヶ崎市の環境と市民生活を意識した温暖化対策の議論につながりました。

今回の評価に通底する内容は、「その時代観、社会的現実に見合った計画であるか」、また、『『今』にふさわしい対策メニューが提示されているか』という視線です。温暖化防止や気候変動への世界的な対応策、日本国内の同様の政策は、茅ヶ崎市の温暖化対策の「現在」に少なからず影響しています。つまり、そのような策が提案されるたびに、社会の仕組みが変わり、技術が向上するなどの更新がおこり、私たちの身の回りは大なり小なりの変化を経験しています。そこで、私たちの日常に最も近い地方自治体の施策であればこそ、こうした社会的現実に見合うかどうか、この視点から評価されてしかるべきではないかと考えられたわけです。

こうして議論された結果、以下の評価軸にて答申がまとめられました。

- ◆ 気候変動対策の総合的な見地から関係情報を整理し、効果的に施策目標を設定する工夫
 - ・アンケート等からわかる「市民・事業者の声」を、適切に施策に反映させる工夫
 - ・庁内各課との良好な連携を維持し継続する努力
- ◆ 情報提供における、さらなる「わかりやすさ」にむけた工夫と徹底
 - ・啓発は情報及び対策のアイデアの発信と考へ、とくに、市民・事業者が手本にできる情報の検討と整理
- ◆ 市民・事業者の具体的な行動を引き出し、気候変動対策を前進させる情報の示し方の工夫
 - ・市役所からの積極的な情報提供による、市民への適切な（協力行動への）動機付け方法の検討
 - ・事業者を対象とした、気候変動対策により事業価値を高めるための支援策の検討

これらのうち、今回とくに意識されていたのは、市民的日常とともに変化する温暖化対策の成果をどのように評価するかです。新型コロナウイルス感染症の影響により、暮らしや働き方などの私たちの日常は大きく変化しています。これからも、その変化は新しい生活パターンを生み出すことが予想されます。だからこそ、茅ヶ崎市の気候変動対策とともに見えてくる成果や課題は、むしろ、私たちの日常の再考を通じて、良きところを伸ばし、悪しきところを改めるために意義があると確認されました。「今」を強く意識した議論は、このような背景だったのです。こうした私たちのメッセージを、茅ヶ崎市の実効性ある取り組みに反映して下されば幸甚です。

2021 年 3 月

茅ヶ崎市環境審議会 温暖化分科会長 山田修嗣

1 優先的に取り組む施策Ⅰについて

情報発信の取り組みが安定的に行われており、そのために必要な情報伝達が継続的になされている。中でも「ちがさきエコネット」は「職員ブログ(担当者ブログ)」「こども向け環境学習ページ(環境クイズなど)」等、今年度より新たなコンテンツの充実がみられるのも良い。加えて、登録世帯総数が増加したことも評価する。

一方で、登録世帯数の増加率は低下している。そして、目標と比べると、登録世帯総数は今なお少なく、登録世帯数の増加のためのさらなる対策強化が必要である。また、エコ事業者は16社であり、依然として少ない状況が続いている。本市においては、産業部門で排出されるCO₂排出量が多いが、製造業の登録は2社にとどまっており、抜本的な対策が必要である。

なお、今後は新しい生活様式の普及により、市民の在宅時間が増加することが予想される。そこで、家庭内の省エネ行動が大きく変化することに合わせた、情報発信や取組み内容の検討も重要となる。たとえば、「広報ちがさき」には毎号二次元バーコードやURLを掲載するなど、閲覧者を増加させる取り組みを検討し、成果につなげてほしい。

2 優先的に取り組む施策Ⅱについて

事業者の温暖化対策の取り組み状況が、良く把握されていると思われる。今後も、事業者の温暖化対策の取り組み状況は、把握を続けてほしい。事業者への働きかけでは、既存のネットワークを用いた連携を意識し、施策展開が図られている。市として実行可能な取り組みを着実に行ったことを評価する。

本市におけるCO₂排出量の割合が大きいのは、製造業等の「産業部門」であり、業種として85.6%の排出割合を占める第3次産業「民生業務部門」は、これから、新型コロナウイルス感染症の深刻な影響を受けることが予想される。そこで、とくに「民生業務部門」に対しては、省エネ機器導入の経済的メリット、具体的な費用対効果など、地球温暖化対策に関する情報提供を解りやすく伝えることが喫緊の課題である。そして、グリーンリカバリー及び今後の経済回復と温暖化対策の両立へのチャンスとすべく、事業者への支援策を早急に検討し、取り組みに反映することが望まれる。

また、調査により、省エネ診断を今後実施したいという事業者が39%あることも判明している。しっかりとフォローして、省エネ診断の実施につなげてほしい。

3 優先的に取り組む施策Ⅲについて

中央公園管理棟への太陽光発電設備（5.6kW）の導入や、公共施設 22 箇所に省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備を設置し、約 8,382t-CO₂ の CO₂ 排出削減効果を得られていることや、公共施設への太陽光設備導入のほか、民間における大規模開発地がある際、様々な省エネの取組や再エネの導入に向けた助言や要請をしていることは、脱炭素社会を目指すうえで重要であり評価する。

一方で、アンケート調査より、賃貸住宅での省エネ設備の導入が進んでいないことが読み取れる。既存建物における CO₂ 改修支援事業（環境省）を紹介するなど、国や関係機関と連携し、省エネ機器・設備の導入に向けた障壁を取り除くことを検討すべきである。太陽光発電設備普及啓発基金の活用事業については、例年同様、活用実績がない。基金設置時から期間が経過し、太陽光に限定せず、脱炭素に向けた意味のある活用方法を早急に検討し、実施すべきである。

また、経済産業省は、「2030 年代半ばに、乗用車の新車販売で電動車 100% 実現を目指す」ことを発表している。それに呼応すべく、市内の急速充電設備の設置・充実化といった対応策に早急に取り組むなど、交通施策と連動した温暖化対策のさらなる充実も目指してほしい。

4 その他施策の実施状況について

温暖化対策に資する様々な取組みが、関係課との連携・協力により取り組まれており、「まち」としての温暖化対策が多面的に実施されている。市が進める低炭素まちづくりの推進に関しては、コミュニティバスやサイクルアンドバスライドなどの例年の取組みに加え、令和元年度から、地域住民主体による「お出かけワゴン」の実施・運行が開始されている。少子高齢化が進む本市の、市民に寄り添った取組みとして高く評価できる。また、市の様々な業務に関係がある「気候変動」をテーマとした研修を実施し、多くの関係課と知見・対応を共有する取組を開始したことも多としたい。

廃棄物処理に関しては、廃プラスチックの割合が 25.2%(平成 30 年度)から 18.2%(令和元年度)に低下している。また、令和元年度の CO₂ 排出量は前年度に比して減少している。このように廃プラスチックの焼却時の CO₂ 排出量が減少したのは、市と市民の連携によるごみの分別の好ましい成果といえる。

一方で、ごみ焼却処理時の発電については、さらなる CO₂ 削減を目指すための情報提供のありかたも重要である。たとえば、ごみ焼却発電の実質的な CO₂ 削減量に関して、カーボンニュートラルの観点から削減量を計算して提示するなど、表現方法を検討すべきである。

今後も引き続き、社会状況を捉えながら、施策メニューの点検と見直しを繰り返していくことになると思われ、時代にあう柔軟な施策を実行してほしい。

5 茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）について

自治体として行うべき必要かつ十分な目標が計画され、外部評価の手法も交え、望ましい対策の実施、好循環の評価サイクルが続けられている。市施設の事業活動による温室効果ガス排出量は、基準年度と比べて約 7.5 %減少、前年度と比べて約 1.1 %の減少となっており、評価に値する。新型コロナウイルス感染症（COVID19）の感染拡大防止に伴う市民の外出自粛及び施設の休館等の影響は今後も想定されるため、その評価手法にはさらなる検討を加えてほしい。

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）の導入は、「エネルギー使用量の管理強化」以外にも、「地方公共団体実行計画（事務事業編）に係る PDCA の効率化」、「省エネ法等の関連する法制度の温室効果ガス算出に係る作業負担の軽減」、「温室効果ガス及び CO₂ 排出量の早期の算出・見える化」が可能となる等のメリットが多々挙げられることから、高く評価できる。

今後も、公共施設の断熱改修など、必要に応じた省エネ改修や設備の導入を検討し、さらなる省エネルギー化に努めることが必要だろう。

「グリーン購入の推進」は省エネ・省資源に有効である。そこで、市の事業のみならず、市民への「グリーン購入」及び事業者への「グリーン調達」の普及・啓発に取り組んでほしい。この姿勢が、自治体の積極性を市民や事業者に示すことであり、ますます、気候変動対応型の地域社会の構築に良好な影響を与えてほしい。

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画
年次報告書 令和2年度版

令和3年(2021年)3月発行

発行部数 100部

発行 茅ヶ崎市

編集 環境部環境政策課

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467(82)1111

F A X 0467(57)8388

E-Mail kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト
二次元バーコード

